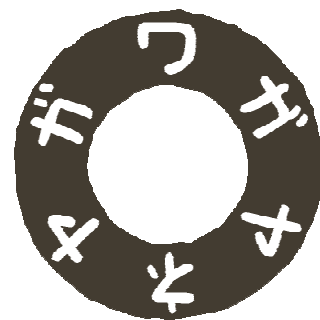


《第二次寝屋川市地域福祉計画(2011～2015)》



つがやねやがわ ちいきふくしプラン

1 + 1 を 3 に！
わたしたちのつながりでひろげる
「元気都市」の福祉



地域福祉に関わる“みんな”が
意見を出しあってつくりました

はじめに



近年、核家族化や少子高齢化が進行する中、本市では、子育て中の方、ひとり暮らしの方、介護の必要な方などすべての市民が健康で安心して元気に暮らし、子どもたちが健やかに育つまちづくりを進め、地域社会の中で互いに助け合い、協働しながら共に生きる社会の実現をめざし、平成17年3月に「寝屋川市地域福祉計画」を策定し、福祉のマスタープランと位置付け、さまざまな課題に取り組んでまいりました。

市民のみなさまのご協力を賜りながら、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みを整備してまいりましたが、地域福祉のさらなる充実を図るため、この度「第二次寝屋川市地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、市民のみなさまに親しみをもっていただけるよう、本市のブランド戦略にあわせ「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」と名付け、第一次地域福祉計画に引き続き、市民、団体、事業者、関係機関のみなさまと市が協力して取り組んでいくことをめざしております。

今後とも、地域福祉のさらなる充実に向け、だれもが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、多大なご尽力をいただきました寝屋川市地域福祉計画策定検討委員会のみなさまをはじめ、貴重なご意見やご指導を賜りました多くの市民のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

寝屋川市長 馬場 好弘

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」の構成について

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」は、わたしたちのまち寝屋川市を“だれもが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるまち”にするために、みんなが力をあわせて地域福祉をすすめていく共通の目標として、市民の意見をふまえ、みんなで話しあってつくりました。

- とはいえ、「地域福祉ってなに？」と思われる方もたくさんおられますので、このプランづくりは、地域福祉のイメージを共有するための話しあいからはじめました。それを、**【第1章 「地域福祉とは何かを、わたしたちの暮らしのなかで考えてみましょう】**
【第2章 寝屋川市の地域福祉の現状と課題】にまとめています。



- その地域福祉のイメージを前提として、この計画は地域福祉をすすめていくうえでの「理念」と「基本方針」を定めた“保健福祉のマスタープラン”だという位置づけなどを、**【第3章 「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」とは】**で確認しています。



- そのうえで、このプランでいちばん大事な“めざすべき共通の目標”を定めたのが、**【第4章 みんなですすめる地域福祉の方向】**です。
 - ・ここでは、寝屋川市の地域福祉をすすめるうえでの目標や、取り組みの大きな枠組み、市民、団体、事業者、行政などの各々の役割分担やエリアごとの取り組みを定めており、みんなで地域福祉をすすめていくうえでの、すべての取り組みの指針となるものです。



- この「方向」に基づいて具体的な活動・事業を展開していくために、**【第5章 みんなですすめる地域福祉の取り組み】**で、10本の「取り組みの柱」と、20項目の「重点的にすすめる活動・事業」を定めました。
 - ・この計画書では、各々の主体の取り組みの“一例”として、市が公的な立場で、市民、団体、事業者、関係機関などと連携して先導的に行う事業の方向性について記載しています。市は、「高齢者保健福祉計画」、「障害者長期計画」、「こどもプラン」、「食育推進計画」などをはじめとする分野別の計画にも反映させながら、事業を具体化していきます。
 - ・市の事業の方向性などもふまえながら、市民、団体、事業者、関係機関などがそれぞれの立場で「できること・したいこと」を考え、協力して取り組んでいきたいと思えます。

第1章にまとめていますが、「地域福祉」は市(行政)はもとより、福祉に関する機関や事業者、地域で活動している団体、そして市民一人ひとりが、それぞれが「できること・したいこと」で参加し、力をあわせることで効果的にすすめていくことができます。そこでこのプランでは、地域福祉に参加するすべての人や団体・機関を「わたしたち」と呼び、「わたしたち」を主語にして、みんなで協力して取り組むことを考えました。

ワガヤネヤガワちいきふくしプラン(第二次寝屋川市地域福祉計画)の構成

第1章 「地域福祉とは何か」を、わたしたちの暮らしのなかで考えてみましょう

1. 地域福祉とは
「ちいき」に関わるさまざまな人たちの力で、「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせを支えあおう！という、幅広い取り組みだと考えていきたいと思います。
2. わたしたちの暮らしにつないで考えてみると

第2章 寝屋川市の地域福祉の現状と課題

1. 寝屋川市の概況
2. 地域福祉の取り組み
3. 地域福祉に関する課題

第3章 「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン(第二次寝屋川市地域福祉計画)」とは

- ・計画策定の目的 計画の位置づけ 計画の期間 計画の策定経過 計画の推進方法

第4章 みんなですすめる地域福祉の方向

1. みんなですすめる地域福祉の目標
1 + 1 を 3 に！ わたしたちのつながりでひろげる「元気都市」の福祉
2. 地域福祉を総合的にすすめていく枠組み
「地域福祉のしくみと基盤づくり」と「公的なサービスの充実」と「地域福祉活動の推進」の3つの取り組みを、一体的に推進する
3. 役割分担の考え方
・市民 地域型の団体 テーマ型の団体 福祉事業者 生活関連事業者 市・関係機関 社協
4. それぞれのエリアでの取り組み
・自治会 小学校区 コミュニティセンターエリア 寝屋川市全域

第5章 みんなですすめる地域福祉の取り組み

取り組みの柱

1. 生活を支援するサービスや活動の充実
2. 相談やニーズを把握する取り組みの充実
3. 地域福祉についての情報伝達と理解の推進
4. 地域福祉をすすめるつながりづくりの推進
5. 地域福祉の担い手づくりの推進
6. 地域福祉活動への支援の充実
7. 権利擁護や虐待防止のための取り組みの推進
8. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
9. 健康と生きがいづくりの推進
10. 地域福祉をみんなですすめるしくみづくり

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

《重点的にすすめる活動・事業》

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと】

目 次

第1章 「地域福祉とは何か」を、わたしたちの暮らしのなかで考えてみましょう

1. 地域福祉とは 2
2. わたしたちの暮らしにつないで考えてみると 6

第2章 寝屋川市の地域福祉の現状と課題

1. 寝屋川市の概況 12
2. 地域福祉の取り組み 14
3. 地域福祉に関する課題 18

第3章 「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」とは

..... 24

第4章 みんなですすめる地域福祉の方向

1. みんなですすめる地域福祉の目標 28
2. 地域福祉を総合的にすすめていく枠組み 28
3. 役割分担の考え方 30
4. それぞれのエリアでの取り組み 32

第5章 みんなですすめる地域福祉の取り組み 34

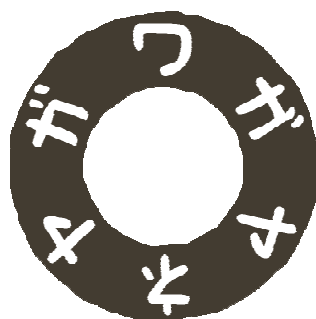
1. 生活を支援するサービスや活動の充実 36
2. 相談やニーズを把握する取り組みの充実 43
3. 地域福祉についての情報提供と理解の推進 47
4. 地域福祉をすすめるつながりづくりの推進 50
5. 地域福祉の担い手づくりの推進 53
6. 地域福祉活動への支援の充実 57
7. 権利擁護や虐待防止のための取り組みの推進 59
8. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 61
9. 健康と生きがいづくりの推進 64
10. 地域福祉をみんなですすめるしくみづくり 67

資 料

計画策定の経過	70
寝屋川市地域福祉計画策定検討委員会要綱	71
寝屋川市地域福祉計画策定検討委員会委員名簿	73
寝屋川市地域福祉計画（第一次計画）のふりかえりと第二次計画の課題	74
用語説明	84

《第二次寝屋川市地域福祉計画 (2011～2015) 》

ワガヤネヤガワ ちいきふくしプラン



この計画の名称である「ワガヤネヤガワ」は、まちのイメージアップを図るためのブランド戦略であり、「みんなのまち」を連想する言葉として、地域福祉にも密接につながるものです。どちらから読んでも同じ語呂合わせとして、親しんでいただくことを期待しています。

「地域福祉とは何か」を、 わたしたちの暮らしのなかで考えてみましょう

1. 地域福祉とは

「ちいき」 に関わるさまざまな人たちの力で、

「ふ」 だんの

「く」 らしの

「し」 あわせを支えあおう！

という、幅広い取り組みだと
考えていきたいと思います。

わたしたちの暮らしのなかで、「福祉」という言葉が使われる機会が増えてきました。しかし、この言葉に対するイメージは、人によってそれぞれのです。

- わたしたちのまち寝屋川市でも少子高齢化は急速にすすんでおり、子育てや日常生活の支援、介護はだれもが無関心ではいられないテーマになっています。また、経済も厳しい情勢が続き、暮らしに不安を感じている人も増えています。家族や地域のつながりも昔とは変わり、支える力が弱くなっているなかで、さまざまな困りごとを抱えたり、「孤立死（孤独死）」や「虐待」、「権利侵害」などの深刻な問題も起こっています。
- こうした現実をふまえて、この「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」では、わたしたちが「福祉」をより自分自身や住んでいる地域全体にとって身近で、大切なものとして考えていけるよう、「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせという、わたしたちだれもが願う、あたりまえの思いを支えるための取り組みだ、と考えていきたいと思います。
- 社会福祉は、福祉に関する支援を公的な制度を中心として社会的にすすめるしくみです。しかし、わたしたちの生活様式は多様化してきており、さまざまな地域の課題に対応するきめ細かな支援のすべてを、税金による公的な制度だけでまかなうことは、財源を考えても、また、迅速に対応するという面でも難しそうだと考える人が増えてきました。
- そこで、「公的な制度」を福祉の基盤として市が責任をもって充実し、一人ひとりが小さなことでも「自分ができること・したいこと」を考えながら参加し、「地域みんなの力」をあわせることで、より大きな福祉を実現していこうという【**地域福祉**】を、これからの新しい社会福祉としてつくっていききたいと思います。

**「地域福祉」のなかみを、
もう少し具体的に考えてみると**

**だれもが 地域とつながりをもって
安心して 心豊かに暮らせるよう、
地域の力をあわせて、地域にあった福祉をつくる**

ということだといえます。

つまり、

◎ **「だれもが地域とつながりをもって」**

… わたしたちは、日常生活のさまざまな支援や介護などを受ける必要があるときも、できるだけ住み慣れた地域で、それまでの生活が継続し、みんなとつながりをもって暮らしていけることを望みます。

◎ **「安心して心豊かに暮らせるよう」**

… そのとき、わたしたちは「安心」して支援や介護が受けられることはもちろん、主体性と誇りをもって「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

◎ **「地域の力をあわせて」**

… そのためには、公的な制度を土台としながら、市民、団体、事業者などがそれぞれ得意なことを活かして「できること・したいこと」で参加し、お互いに協力しあうことで、一人ひとりの権利を大切に、その人の状況や希望に応じたきめ細かい支援を行っていくことが不可欠だと考えます。

◎ **「地域にあった福祉をつくる」**

… それは、国や府の制度などもうまく活用しながら、寝屋川市の状況や市民の生活にあった福祉のしくみをつくるということです。

「地域福祉」がいつそう 重要になった背景は、

- 少子高齢化や都市化・核家族化、経済のグローバル化（地球規模での連関）などの影響により、わたしたちが暮らす社会は変化しつづけています。そのなかで、日常の困りごとや不安、介護などの生活課題は、だれにも起こりうることとなっています。つまり、だれもが福祉的な支援の「受け手」になる可能性があるということです。
- こうした状況のなかで増大し、かつ多様化する福祉ニーズに、公的な制度と財源だけで対応することは、現実的ではなくなっています。また、多くの税金を使えばそうしたことが可能だとしても、生活のすべてが公的な管理のもとで画一的に支援されることを、わたしたちは望むでしょうか。公的な支援を基盤としつつ、地域にあるさまざまな資源を活かして多くの人が協働しながら、一人ひとりのニーズにあった支援をすすめていくことが、より望ましい福祉のしくみだと理解されるようになってきました。
- 同時に、地域福祉に多くの人が参加し協働していくことは、人と人、さまざまな組織などのつながりがある、だれもが住みよい元気な地域をつくり、参加するわたしたち自身の「元気」（生きがい、健康や暮らし向きなど）を高めることにもつながります。
- さらに、地域福祉の取り組みは、狭い意味での福祉の枠を超えてまちづくりを市民参加ですすめていくことにも広がっていくことが、寝屋川市でも全国でも、多くの取り組みのなかで示されています。つまり、多くの市民・団体などが参加し、行政や関係機関などとも協働できるよう、各々の主体性を最大限に尊重しつつ、取り組みを促進・支援するためのしくみや環境づくりをすすめることで、“市民の元気”が“まちの魅力”を高める「元気都市づくり」の、効果的な展開が図られていくのです。

2. わたしたちの暮らしにつないで考えてみると

では、地域福祉をすすめていくことで、わたしたちの暮らしの困りごとを支援する「福祉」の取り組みは、具体的にどのように変わっていくのでしょうか。例えば・・・、

【地域福祉による取り組みイメージ ①】

生活のさまざまな困りごとに対応する「よろず相談」がすすみます。

■ よろず相談所としての「まちかど福祉相談所」・・・

- ・福祉に関する身近な相談窓口として校区福祉委員会と社会福祉協議会が協力して設置運営しており、平成22年11月現在、全コミュニティセンターエリアで、計8か所が開設されています。
- ・市民のボランティア相談員とコミュニティソーシャルワーカーという専門職がペアとなり、ボランティアの人生経験・社会経験、専門職の知識や技術をうまく組みあわせ、さらに、地域の幅広い活動やサービスなどを活かして、問題解決につないでいます。
- ・「まちかど福祉相談所」は、高齢、障害、児童などの制度にとらわれないので、どんなことでも気軽に相談できる「よろず相談所」となっています。
- ・「まちかど福祉相談所」は、地域の方々が集まり交流や活動を行う場を活用して行っています。そのため、会話のなかでふと出てきた困りごとも必要であれば相談につながり、地域の方々の協力できめ細かな支援が可能となることも少なくありません。

例えば、こんな相談があり、こんな解決が図られています (事例に基づくイメージです)

- 83歳のAさんは買物の途中で転倒して骨折し、外出が難しくなってしまいました。ごみ出しが大変なのでつい部屋にためてしまい、隣人から苦情も出るようになりました。
- 大家のBさんはAさんのことが気になっていましたが、ごみの問題をどこに相談すればよいか困っていました。しかしある日、Aさんの家から物音が聞こえないことに気づき、民生委員から「よろず相談所」と聞いた、まちかど福祉相談所に行ってみました。
- 話を聞いた相談員は、すぐにAさん宅を訪ねました。部屋に入るとAさんは倒れていました。119番に通報し入院。幸いAさんは快復し、退院のめどが立ちました。しかし、Aさんには中程度の認知症があることもわかりました。生活に支援が必要です。
- そこで相談員は、高齢者の相談にのる地域包括支援センター、地域の民生委員、生活や財産管理を支援する成年後見制度の担当者などに声をかけ、Aさんのこれからの生活をどう支援していくか、話しあいをもちました。
- 大家のBさんの配慮で暮らしやすい1階の部屋に引っ越すことにし、ごみはクリーンセンターの人にも手伝ってもらって片付けました。そして、必要な介護サービスを利用し、地域の人たちにも見守りやごみ出しの支援などをしてもらいながら、Aさんが安心して暮らせる環境を整えました。



どこに言えばよいかかわらなかつた生活の困りごとや地域の課題を気軽に相談でき、さまざまな人たちと連携して解決していく取り組みが広がっています。

⇒ 第5章の「2」などで、いっそうの取り組みをすすめていきます。

【地域福祉による取り組みイメージ ②】

高齢・障害・児童などの分野を超えた、総合的な支援がすすみます。

■ タテ割りの制度のなかで・・・

- ・介護保険制度をはじめ、福祉の制度は以前よりかなり充実してきました。ただ、制度は法律に基づいてタテ割りにできており、相談窓口やサービスは、高齢、障害、児童などの分野ごとに分かれています。
- ・しかし、わたしたちの生活は、そのような制度にあわせて分かれているわけではありません。そこで、福祉に関する支援のしくみを、「地域」のなかでヨコにつなぐということが、地域福祉の取り組みのひとつとして、とても大事なのです。

例えば、こんな課題があり、こんな支援が行われています（事例に基づくイメージです）

- 75歳のCさんは、精神障害のある子どものDさんといっしょに暮らしています。Cさんは歳とともに身体が弱くなり、介護が必要になって、家事などに支障が出るようになりました。そうしたことによる生活のしづらさも影響したのでしょうか、Dさんが母親のCさんに暴力をふるうことも起きるようになりました。
- Cさんには介護の相談にのるケアマネジャーがついていました。また、Dさんも障害についての専門機関が支援を行っていました。しかし、別々の制度であるため、支援者がそれぞれの立場では関わるものの、出会う機会はなかなかもてませんでした。
- 暴力をなんとかせねばと思ったケアマネジャーは、制度を超えて対応するコミュニティソーシャルワーカーに相談しました。そして、コミュニティソーシャルワーカーが呼びかけて、CさんとDさんの支援者が集まりました。そこで情報を集約すると、Dさんには借金があり、その不安も暴力につながっていることがわかりました。
- 支援者の話しあいでは、暴力からCさんを守るために世帯を分けるべきだという意見が出ました。しかし、CさんとDさんはお互いに支えあって暮らしている面もあり、今の生活を続けられるよう、協力して支援していくことになりました。
- みんなで話しあって、Cさん、Dさんが自分自身でしていくことや、それぞれの支援者の役割などを整理し、全体の調整役はコミュニティソーシャルワーカーが担っていくことになりました。また、借金を返していくためのお金の管理の支援やDさんが仕事につくための支援も、コミュニティソーシャルワーカーがつなぎ役となって専門機関の協力も得て、すすめています。



この事例で、障害のある子どもを介護していた母親自身の介護が必要になったときなどのように、家族のなかに複合的な問題が出てきた場合などに、分野を超えた専門職や地域の人たちが役割を分担しながら協力し、家族全体を総合的に支えていくことで、地域で生活しつづけられるよう支援しています。

⇒ 第5章の「1」などで、いっそうの取り組みをすすめていきます。

【地域福祉による取り組みイメージ ③】

地域でのつながりづくりの場や、参加を支援する活動が広がります。

- 身近な地域でのつながりの場、「ふれあいいいききサロン」・「子育てサロン」・・・
 - ・ 校区福祉委員会が、自治会や民生委員の参加を得てすすめている小地域ネットワーク活動では、一人ひとりへの見守りやちょっとした支えあいの活動とともに、身近な交流の場として、高齢者を対象とした「ふれあいいいききサロン」や就学前の子どもと親を対象とした「子育てサロン」を、地域の会館などで行っています。
 - ・ 「いきいきサロン」では、地域のボランティアなどが支援しながらレクリエーションやおしゃべりなどを楽しんだり、民生委員が身近な相談に対応したりしています。また、新たな活動として広がっている「子育てサロン」では、いっしょに遊んだり悩みを相談しあいながら仲間づくりをすすめるとともに、子育ての先輩が若い親を励ましたり、地域の幼稚園・保育所の先生、保健師などが専門職として参加しています。

例えば、こういう「つなぎ」の支援が行われています（事例に基づくイメージです）

- Eさんは少し前にご主人を亡くされ、それからずっと元気がありません。以前はよく連れだって外出されていましたが、お宅にこもっていることが多いようです。
- Eさんと以前から親しかった自治会役員のFさんは気になり、地域の会館で行われているふれあいいいききサロンへの参加を呼びかけました。Eさんは「ありがとう、機会があれば参加しますね」と返事をするものの、なかなか足が向きません。
- そこでFさんは「私も行きます。隣に座るので大丈夫ですよ」と提案しました。Eさんはちょっと安心し、連れだってサロンに出かけました。
- サロンには、同じ時期にやはりご主人を亡くされたGさんも来られていました。Gさんはかかりつけのお医者さんからサロンのことを聞いて、参加されたのでした。
- お互いの自己紹介やおしゃべりを通じてEさんとGさんはすっかり意気投合し、次回のサロンには2人で声をかけあって参加しました。普段も家を行き来し、いっしょに食事をつくって食べたりしながら、楽しく過ごしています。サロンで教えてもらったひとり暮らし高齢者の会にもふたりで入会しようということになり、会の事務局をしている社会福祉協議会にいっしょに相談に行こうと話しています。



身近な地域で気軽に参加できる多様なサロン活動が広がっており、自分から積極的には参加しにくい人に声をかけたり、いっしょに連れ添って行くなど、きめ細かくつなぐ活動も行われています。

⇒ 第5章の「4」などで、いっそうの取り組みをすすめていきます。

【地域福祉による取り組みイメージ ④】

さまざまな力を活かした「協働」で、新たな資源を創り出していきます。

■「協働」とは・・・

- ・「協働」は地域福祉の重要なキーワードのひとつですが、「きょうどう」という発音の言葉は「共同」、「協同」など、いくつかあります。
- ・それぞれの言葉の意味は、「共同」は、立場も活動も同じくする状態（英語では live together）、「協同」は、異なった主体が同じ活動をする状態（work together）、「協働」は、立場も活動も異なるが課題や目的を共有している状態（task together）と整理されると言われます（「市民活動センターニュース第17号」より）。
- ・つまり、「協働」とは、それぞれの立場の違いを活かし、それぞれが異なる「得意なこと」を出しあって協力しあうことで、より大きな効果を生み出すことだと言えます。

例えば、こんな協働の取り組みが行われています

- 寝屋川市が（社会福祉協議会に委託して）実施している「高齢者外出援助サービス」は、公共交通を利用しての外出が困難な高齢者の方が出かけられる際に、リフト付きの自動車でお送りするサービスです。
- このサービスを開始するにあたり、市はリフト付き自動車の購入や事務所のスペース（コミュニティセンターなど）の提供などの環境整備を担いました。
- 自動車の運転はボランティアを募り、研修を受けて担ってもらうことにしました。また、利用者とボランティアをつなぐコーディネーターも、コミュニティセンターエリアごとに運営委員会をつくり、地域で行うことになりました。
- そして、ボランティアへの講習会をはじめとする支援や、事業全体をスムーズにすすめるための黒子的な調整役は、社会福祉協議会が担うことになりました。
- このように、市、市民、社協が、それぞれの得意な分野を活かして分担することで、新しい事業が生まれ、効果的に運営されています。
- なお、運転ボランティアには、定年退職されて時間などに余裕のある男性の方が多く参加されています。これまで男性の福祉ボランティア活動への参加は、どちらかといえば少ない傾向にありましたが、特技を活かした新たな活動ができることで、新たな層の方々の参加の場が広がったということも、この事業の成果です。



市民、団体、事業者、行政、社協などの多様な主体が、それぞれ得意なことを活かして協力しあって「協働」することで、新たな力を生みだしながら、地域福祉を広げています。

⇒ 第5章の「5」などで、いっそうの取り組みをすすめていきます。

【地域福祉による取り組みイメージ ⑤】

福祉や子育ての施設なども、地域に開かれた拠点となっていきます。

■ 「地域福祉」をすすめるうえでの福祉施設の役割・・・

- ・「地域福祉」では、施設での支援を中心としてすすめられてきた戦後の社会福祉を、支援や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた家で、地域とつながりをもって暮らし続けられるようなしくみに変えていくことも、大きな目標のひとつです。
- ・しかし、それは（特に居住型の）福祉施設がいないということでは、もちろんありません。福祉についての高い専門性や、それを実現する人材、空間などをもつ拠点として、地域福祉を推進するうえの役割が大きく広がってきています。「施設本来のサービス」の利用者を支援することに加え、その専門性を活かして「居宅での生活や介護などを支援するサービス」を提供したり、相談や学習、交流などを通じて幅広い住民の「地域福祉をすすめる機能」を提供する拠点としての役割を、地域のさまざまな団体や機関などとも連携しながら発揮しています。
- ・また、「地域福祉をすすめる機能」は、施設だけでなく、介護等のサービスを提供している事業所も担っています。

例えば、こんな取り組みが行われています

- 寝屋川市では、4か所の「子育て支援センター」を開設しています。うち3か所は保育所(園)（寝屋川めぐみ保育園、たんぽぽ保育所、あやめ保育園）のなかに設置し、家庭で子育てをされている子どもが、保育所(園)に通っている同世代の子どもたちといっしょにみんなで遊ぶ機会を提供したり、保育士が専門職として保護者への相談や教室などを行うなど、保育所(園)がもつ専門的な機能を活用して地域での子育てを支援しています。また、各保育所(園)や幼稚園でも、園庭を開放したり、教室やイベントの開催、相談の実施などを行ったり、地域で取り組まれている子育てサロンを応援するなどの取り組みもすすんでいます。
- 高齢者や障害者の支援を行っている福祉施設でも、ホームヘルプサービスやデイサービスなどをはじめとする地域での生活や介護を支援するサービスを提供するとともに、広く相談を受けたり、行事などを通じて地域との交流を深めるなどの取り組みが、それぞれ工夫して行われています。また、ボランティアや実習生を受け入れるなど、市民が福祉について学んだり、活動に参加したりする拠点としての役割も担っています。
- また、福祉施設や介護等のサービスを提供している事業所などは、地震などの災害時に、介護や特別な配慮などが必要で一般の避難所で過ごすことが難しい人たちへの支援などでも、施設の機能を活かして大きな役割を担っていくことが期待されます。



福祉施設もその専門性を活かし、地域や団体・機関などと協力しながら、地域福祉の拠点として、大きな役割を担っています。

⇒ 第5章の「1」などで、いっそうの取り組みをすすめていきます。

【地域福祉による取り組みイメージ ⑥】

連携・協働して取り組むための自由な話しあいの場が広がります。

■「寝屋川ふくし発見プラン」の取り組みから・・・

- ・寝屋川市の地域福祉をすすめるうえで、市民や民間の団体などの「民」の立場の主体的な活動を充実していくための「寝屋川ふくし発見プラン」を、社会福祉協議会が事務局となって策定、推進しています。
- ・このプランでは、地域のさまざまな課題を解決していくうえでのポイントは「コミュニケーション」にあると考え、市民、団体などのコミュニケーションを活性化させるための取り組みをすすめています。
- ・その大きな柱のひとつが、「楽しい（やる気と元気のでる）会議づくり」です。そのために、プランの冊子に「活用編」として会議のすすめ方マニュアルを付けたり、「住民懇談会の開き方」を発行するとともに、さまざまな会議で、ワークショップなど、より積極的に参加しやすいしかけを取り入れています。

例えば、こんな話しあいが行われています

◎「寝屋川ふくし発見プラン」をみんなでつくるために開催した住民懇談会

- 最初からテーマを設定せずに、まず、「住民が地域での生活のなかで何を大切に思い、どんな問題を抱えているのか」を出しあいました。そして、そこからこれから取り組むべきテーマを探り、新たな解決策のアイデアや役割分担が出てきました。
- テーマを限定せずに幅広く呼びかけたことで、参加者の輪が多様な立場や年齢、役割の人たちに広がり、これまで福祉の問題としてはあまり意識されなかった問題（例えば、ご近所づきあいやマナーの問題など）が見えてきました。

◎ 校区福祉委員会での「安全マップづくり」の住民懇談会

- ある校区福祉委員会では、地域に潜んでいる危険な場所と、安全・安心な場所をみんなが知ることで、災害時の対応や防犯の取り組みに活かしていくために、子どもから高齢者までが参加して「福祉・防犯・防災」を視点にしたマップをつくりました。これは、その前の年に小学校で取り組んだ「地域安全マップ」づくりに、地域が関わるようになったことがきっかけでした。
- まず、校区全体で懇談会を開き、それを受けて自治会別に問題点と資源を出しあい、最後にまた校区全体で共有しました。そのうえで、どんなマップにすればみんなが使いやすいのかを話しあい、具体的にマップに落とし込んでいきました。
- その際、高齢者の方などにも参加してもらって、災害時の避難ルートをみんなで歩きながら確認し、実際に役立つマップをつくることができました。



連携・協働して取り組んでいくには、いろいろな人が、対等な立場で自由に話しあいができる場が不可欠ですので、さまざまなところで取り組まれています。

⇒ 第5章の「10」などで、いっそうの取り組みをすすめていきます。

1. 寝屋川市の概況

わたしたちのまち寝屋川市は、大阪府の東北部に位置し、大阪市の中心部へ15km、京都市の中心部へ35kmという利便性の高さから、高度経済成長期に大阪都市圏のベッドタウンとして成長・発展してきました。

この時期には若い世代の人々を中心に人口が急激に増加し、昭和50年ごろには25万人を突破しました。その後は横ばいになり、平成7年をピークに少しずつ減少しており、平成22年10月の人口は242,342人です。また、以前は若い人が多いまちだった寝屋川市でも高齢化が急速にすすんでおり、平成22年10月の高齢化率（65歳以上の人の割合）は22.2%となっています。

市域は、東部の丘陵地帯と西部の平坦地帯で構成されており、生駒山系の豊かな緑や、淀川と寝屋川を中心に縦横にめぐる河川や水路があります。また、国の史跡である石宝殿古墳や高宮廃寺跡、成田山不動尊などの神社・仏閣や街道の面影があるまちなみなど、歴史的な資源も残されており、わたしたちの生活にうるおいを与えています。

また、市域には「24の小学校区」、2つの小中学校区による「12の中中学校区」、さらに2つの中中学校区による「6つのコミュニティセンターエリア」があり、これらを基本として、生活に関するサービスや市民・団体などによる地域活動がすすめられています。

寝屋川市は住宅都市として発展し、市民生活に対応する商業・サービス業の事業所が多いほか、機械、食品、プラスチック、家具などの工業や建設業、都市型の農業なども営まれています。一方、市民の就業状況では、第1次産業（農業等）が0.3%、第2次産業（製造業、建設業等）が29.5%、第3次産業（商業、サービス業等）が67.8%と、第3次産業が大きな割合を占めています。また、就業者のうち市内で就業している人は41.4%で、市外に通勤する人が半数を超えています（平成17年国勢調査）。

なお、寝屋川市は平成13年に地方自治法に基づく特例市に移行しました。まちづくりや環境、産業などの分野の権限委譲を受けて、地域の特性を活かした行政運営をすすめています。

コミュニティセンターエリアと各エリア内の中学校区・小学校区



コミュニティセンターエリア	エリア内の中学校区	エリア内の小学校区	平成22年10月の	
			人口	高齢化率
西 北	第三・友呂岐	北・田井・木屋・石津	42,269人	18.9%
東 北	第六・第十	第五・国松緑丘・三井・宇谷	47,475人	23.2%
東	第一・第四	東・中央・明和・梅が丘	36,529人	22.6%
南	第七・中木田	南・堀溝・木田・楠根	32,371人	22.3%
西 南	第五・第九	神田・和光・成美・啓明	41,458人	23.0%
西	第二・第八	池田・桜・西・点野	42,240人	22.9%

(人口、高齢化率は、平成22年10月1日現在の市人口統計表より)

2. 地域福祉の取り組み

地域福祉は、わたしたちの暮らしに関わるさまざまな「公的なサービス」と、市民や団体などによる主体的な「地域福祉活動」を一体的にすすめていくものです。わたしたちのまち寝屋川市では、すでにさまざまな取り組みがすすめられています。

(1) 市民や団体などによる主体的な地域福祉活動

寝屋川市は、高度経済成長期の全国各地からの転入をはじめ、さまざまな人たちが住んでいるまちです。そのため、生活に関する市民のニーズも多様です。そうしたニーズに先駆的に、そして、柔軟に対応していくために、さまざまな地域福祉活動がすすめられています。

● 校区福祉委員会

社会福祉協議会の地域組織としておおむね小学校区ごとに設置され、自治会、民生委員児童委員、ボランティアなどが参加し、小地域ネットワーク活動としての見守りやサロンをはじめとした、地域の課題に応じた活動を行っています。現在は地域拠点としての「まちかど福祉相談所」も推進しており、身近な相談活動を通じたニーズの把握や個別の支援活動をさらに充実していくことが期待されています。

● 民生委員児童委員活動

市内には地域の推薦で選ばれた約350人の民生委員児童委員が、住民としての立場で生活の困りごとに関するさまざまな相談にのり、支援につないだり、自らも寄り添って援助を行う活動を行っています。特別職の公務員としての位置づけから、個人の生活に深く関わる大きな役割を担っており、寝屋川市では校区福祉委員会にも参加して、個別支援を含めた活動を行っています。

● ボランティア活動

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターには50団体（平成22年11月現在）が登録し、特技や技術、趣味、経験などを活かして、地域や施設でのさまざまな活動を行っています。また、グループの連絡会を結成し、情報交換や連携をしながら活動を充実するとともに、広く市民に活動を知ってもらい参加を呼びかける「にこにこボランティアまつり」などにも取り組んでいます。

● NPO活動や公益的市民活動

市民活動センターには、185の団体（平成22年11月現在）が登録しています。これらの団体のなかには、有償活動やコミュニティビジネスなどの手法も用いて、地域の福祉ニーズに対応する活動を行っている団体もあります（有償のホームヘルプ活動は保健福祉公社でも実施しています。また、ファミリー・サポート・センターでは、会員がお互いに助けあう有償の育児援助活動を行っています）。

● 当事者活動

同様のニーズをもつ人たちが集まり、お互いの経験などを交流しあい、相談にのったり、支えあいの活動や事業を行いながら課題を解決していく「当事者活動」が、さまざまな団体によって取り組まれています。

※高齢者関係の主な団体：老人クラブ、ひとり暮らし高齢者の会、介護者家族の会

※障害者関係の主な団体：障害者団体協議会（身体障害者福社会、障害児者を守る親の会、肢体不自由児(者)父母の会、精神障害者家族会、難病連絡会、障朋会）

※子育て関係の主な団体：子育てサークル

● 社会福祉協議会

社会福祉協議会（略して「社協」と呼ばれます）は社会福祉法で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた、自主性と公共性をもつ民間の福祉団体です。住民、福祉専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体、行政などが参加し、「住民主体」の理念のもとで、地域の福祉課題をみんなで考え、協力して解決していくことを通じて、「福祉のまちづくり」をすすめていくよう、校区福祉委員会活動やボランティア活動、当事者活動への支援、福祉教育の推進、地域での生活を支援するサービスの提供など、さまざまな活動や事業を行っています。

● 市民活動センター

市民・行政・企業が協働してまちづくりを推進していくよう、市民活動の自立と活性化を支援する拠点として、公設・民営で運営されています。NPO、公益的市民活動、ボランティア活動の場を提供するとともに、活動に関する情報提供や相談・コンサルティング、教育・研修、活動している団体間の交流・ネットワークなどの支援を行っています。

● 市の取り組み

寝屋川市も、高齢者の方々に福祉施設で利用者を支援する活動を行うことで、自らの介護予防と、地域の介護力の充実につないでいく「元気アップ介護予防ポイント事業」をはじめ、各種事業を通じて地域福祉や健康づくりの活動を推進する取り組みをすすめています。また、p.9で紹介した「高齢者外出援助サービス」など、市民の活動と協働した事業も積極的に推進しています。

これらはほんの一例であり、寝屋川市では多くの市民や団体が、さまざまな地域福祉活動を行っています。これらのなかには、先駆的な取り組みとして評価され、書籍などでも紹介されて全国から視察を受けたり、表彰されている活動も少なくありません。

(2) 地域福祉に関する公的なサービスなど

地域福祉に関する公的なサービスには、各種の法律や国・府の制度に基づくものや、寝屋川市が独自に実施しているものなど、さまざまなものがあります。すべてを紹介することはできませんので、主な事業の柱を記載します。詳しくは広報ねやがわや市のホームページなどをご覧いただいたり、【市の担当窓口】などにお問い合わせください。

● 高齢者福祉
・介護保険のサービス、介護予防や生活支援のためのサービス、社会参加や生きがいづくりの支援などを行っています。 【高齢介護室】
● 障害者福祉
・障害のある子どもの療育などへの支援、障害のある人への日常生活や社会参加などを支援するためのサービスなどを行っています。 【障害福祉課】
● 児童福祉
・保育所や一時預かりなどの保育サービス、地域での子育てを支援するサービス、各種手当や助成などの支援などを行っています。 【こども室】
● ひとり親・寡婦家庭福祉
・各種相談、助成や資金貸付などの支援を行っています。 【こども室・保険事業室】
● 生活福祉
・生活保護や資金貸付などによる支援を行っています。 【社会福祉課】
● 母子保健
・妊娠からの母と子の健康管理や育児などへの支援を行っています。 【健康増進課】
● 健康づくりの支援
・健康教室・健康相談や保健指導などを行っています。 【健康増進課】
● 健康保険・年金
・国民健康保険事業や国民年金(法定事務)などを行っています。 【保険事業室・市民課】

これらのサービスは、市が直接行っているもの、市が事業者（社会福祉法人、株式会社などの営利法人、NPO法人など）に委託して行っているもの、介護保険のサービスのように事業者と契約して利用するものなど、さまざまなかたちで、さまざまな担い手によって提供されています。

(3) 地域福祉に関する相談窓口

これらのサービスの入口となり、適切に利用できるようにつないでいく相談窓口は、市役所の担当窓口などだけでなく、「地域包括支援センター」、「相談支援事業所」、「子育て支援センター」などの身近な窓口も増えてきており、サービスを提供する事業所などでも相談に応じています。

また、民生委員児童委員などをはじめとする市民の立場での相談活動も広く取り組まれており、身近な窓口として重要な役割を担っています。

これらのうち、主なものを記載します。

<p>● 市の担当窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p. 16 の表に示した各担当窓口などで、相談を受けています。また、子育てに関する相談は【家庭児童相談室】でも対応しています。
<p>● 社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「社協福祉110番」として、福祉や介護などに関する相談に応じています。
<p>● 身近な相談窓口</p> <p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンターエリア（西北、東北、東、南、西南、西）ごとに設置しており、高齢者の福祉や介護、虐待等の相談に応じています。 <p>【障害者相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に5か所（知的障害者福祉センター、あかつき・ひばり園、隆光学園、寝屋川市民たすけあいの会、地域生活支援センターあおぞら）設置しており、地域生活や療育などに関する相談や支援を行っています。また【障害者就業・生活支援センター】では、就業にともなう生活に関する相談などに応じています。 <p>【子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に4か所（こどもセンター、寝屋川めぐみ保育園、たんぽぽ保育所、あやめ保育園）設置しており、子育てに関する相談に応じています。 <p>【まちかど福祉相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校区福祉委員会により、全コミュニティセンターエリアで8か所が設置されており、どんなことでも気軽に相談できる「よろず相談」を行っています。 <p>【福祉サービスを提供している施設や事業所など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスを提供している施設や事業所、【医療機関・薬局】などでも、市民からの相談に応じ、適切な窓口を紹介するなどの支援を行っています。
<p>● 地域での相談活動</p> <p>【民生委員児童委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の立場で生活や子育てに関する相談に応じ、援助を行っています。 <p>【障害者相談員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある当事者や家族などの立場で相談に応じ、助言などを行っています。
<p>● 府の機関</p> <p>【寝屋川保健所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健や精神保健福祉などについて、専門的な相談に応じています。 <p>【中央子ども家庭センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の健全育成や養護、障害、虐待などの専門的な相談に応じています。

寝屋川市ですでに取り組まれている、さまざまな市民や団体による地域福祉活動や公的なサービスを、さらに充実しながらうまく連携し、だれもが利用しやすい支援として、一人ひとりの「その人らしい生活」を支えるものとなるよう、このプランを通じて取り組んでいきたいと思えます。

3. 地域福祉に関する課題

地域福祉に協力して取り組んでいくにあたり、寝屋川市での課題を共通認識しておくために、主なものをあげてみました。

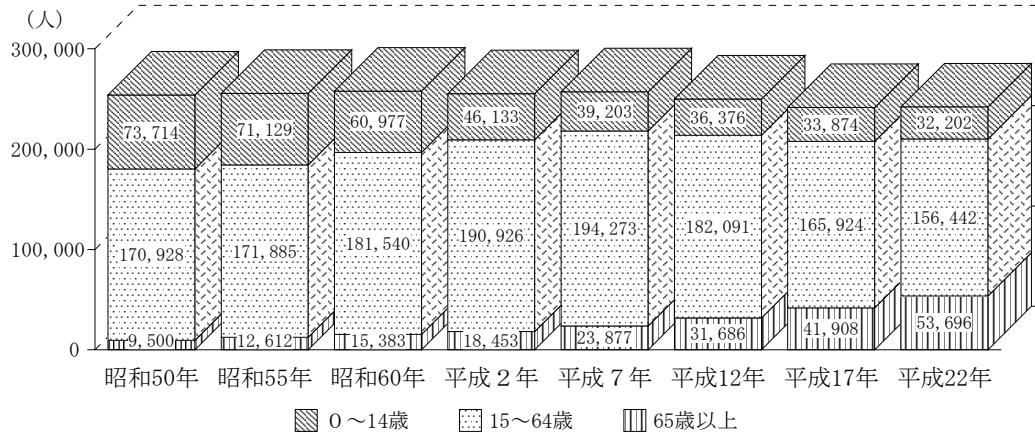
○ 少子高齢化が急速に進行しています

少子高齢化は全国共通の課題ですが、寝屋川市は高度経済成長期に転入してきた団塊の世代の割合が大きく、その年代の人たちが高齢者の仲間入りをしていることから高齢化が特に急速にすすんでいます。しばらくの間は、65歳以上の人が毎年約2,000人ずつ増えると予測されており、元気な高齢者の力を活かしつつ、増加する生活支援や介護のニーズに的確に対応できるしくみを、早急につくっていく必要があります。

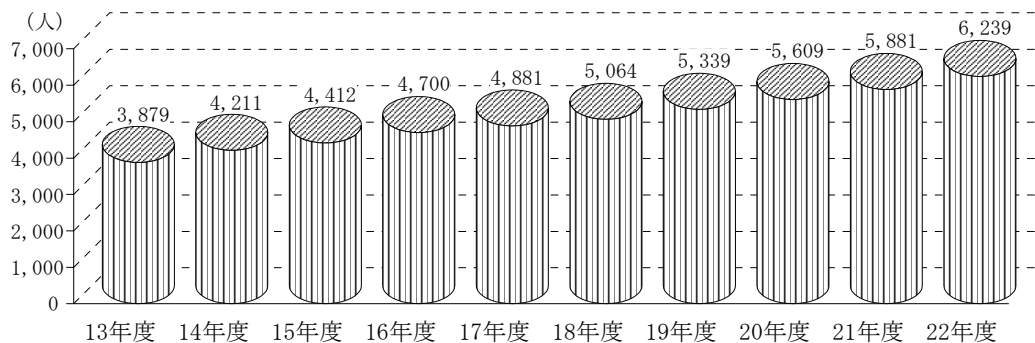
一方で、子どもの数は減少しつづけています。赤ちゃんの出生数も減少しており、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりが求められます。

また、少子高齢化とも関連して、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者の世帯、子どもがいない世帯などが増えています。三世帯で同居する世帯も減って少人数の世帯が増えていますので、家族で支えあう力も全体的にみると弱くなっているといえます。

●年齢3区分別の人口の推移 (平成17年までは国勢調査、22年は10月1日現在の市人口統計表)



●ひとり暮らし高齢者数の推移 (社会福祉協議会調査 各年4月1日現在)



○ さまざまな生活課題や虐待、孤立死などの問題が起こっています

家族で支えあう力が弱くなっていると考えられるなかで、家事や力仕事などのような日常生活のちょっとしたことで、とても困っているのに支えてくれる人が見つけられない人などが増えてきました。

さらに、子どもや障害者、高齢者などの弱い立場の人たちへの虐待や、だれにも気づかれずに亡くなる孤立死などの深刻で悲しい問題も、日々起こっています。大変残念なことです。わたしたちのまち寝屋川市は、そうした問題が少ないまちではないのです。

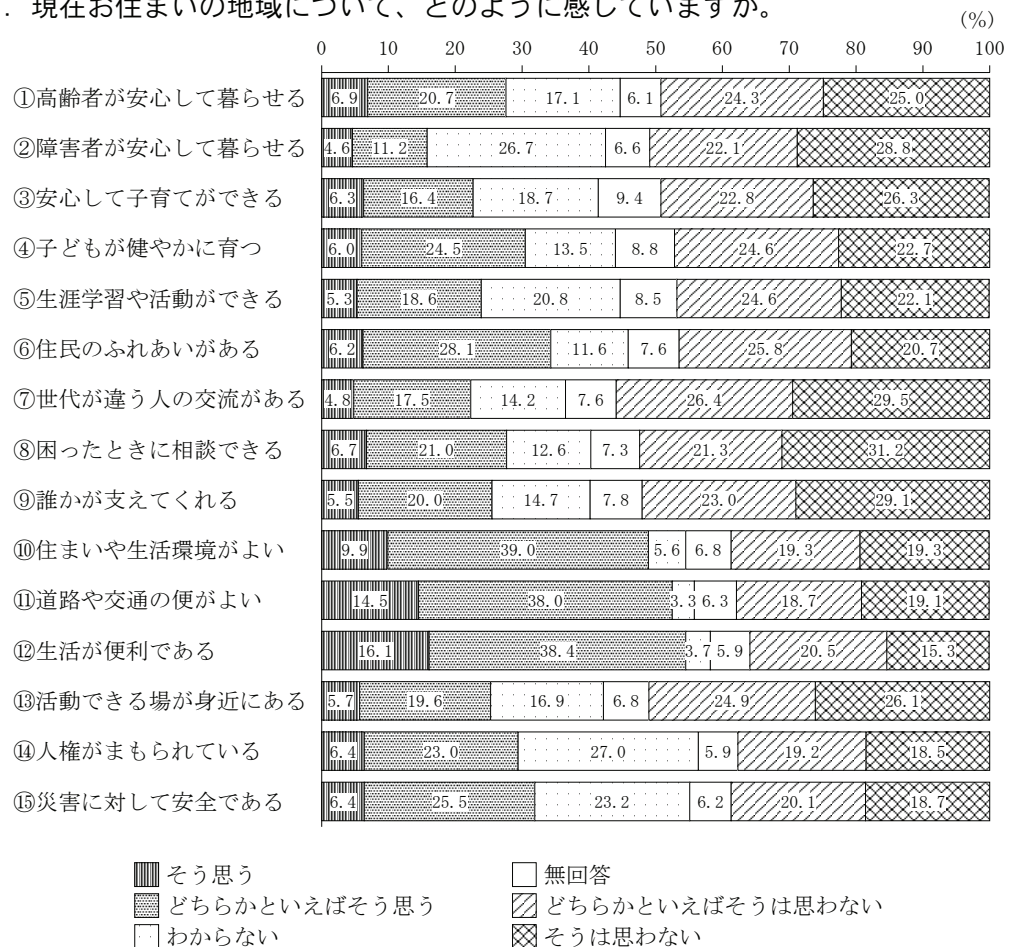
こうした状況に対応していくために、家族のつながりなどを補うための支援のしくみを充実していかなければなりません。

また、生活保護を受ける人も増加しており（平成21年度末で人口の約2.5%にあたる6,117人）、さまざまな面から自立した生活を支援していくことが求められています。

●市民アンケート調査の結果から

- ・現在住んでいる地域の状況について、「生活の利便性」、「交通の便」、「生活環境」については比較的よいと感じている人が多いですが、高齢者・障害者の生活や子育てなどの環境などについては、あまりよい評価をしていない人が多いという結果が示されています。

Q. 現在お住まいの地域について、どのように感じていますか。



※市民アンケート調査について

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」に市民の意見を広く反映するため、16歳以上の3,000人を対象として平成22年2～3月に実施しました（有効回収率は39.9%）。

○ 地域とのつながりが少ない人が増加しています

かつて、生活と仕事が地域のなかで接近して行われていた時代は、人々はいろいろな面で支えあって暮らしていくのがふつうでした。そうでなければ生活が難しかったのです。経済が発展するなかでそうした必要性は弱まり、個人や家族の生活をより大事にするようになって、それを妨げるものはできるだけなくしたいと考えるようになりました。

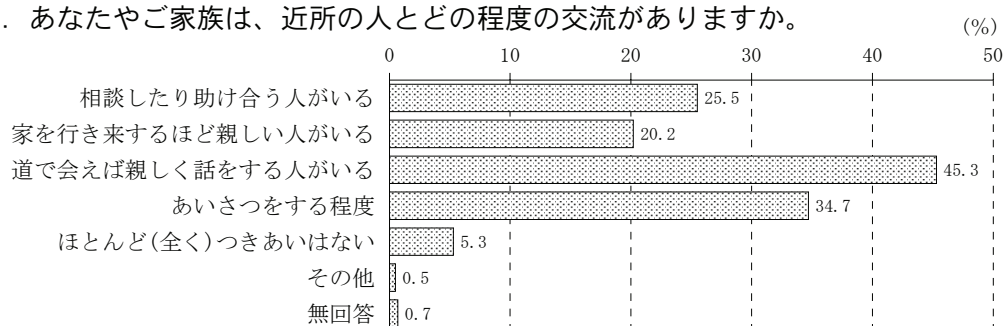
その結果、地域での人と人のつながりが少なくなってきました。家族のつながりも弱くなり、さらに仕事でのつながりも変わってきて、孤立に苦しむ人も増えてきたのです。また、生活の困りごとについて支援を受けたいと思っても、なかなか頼むことができないという状況なども生まれています。

こうした状況の背景として、個人の情報を守るという意識が強くなったこともあります。プライバシーはもちろん守られなければなりません、日常的なつながりはもとより、いざというときに支えあうためには、どこにどういう人が住んでおり、何ができて、何ができないのか、などの状況を共有しておくことは、不可欠の条件となっています。

●市民アンケート調査の結果から

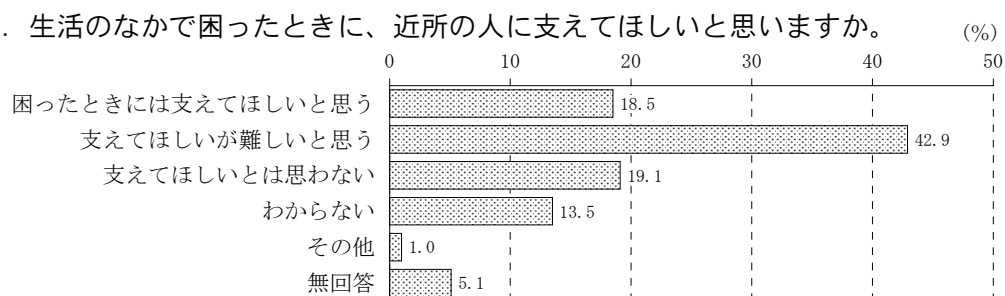
- ・近所の人と親しい交流がある人は約6割で、つきあいがいい人も少なくありません。

Q. あなたやご家族は、近所の人とどの程度の交流がありますか。



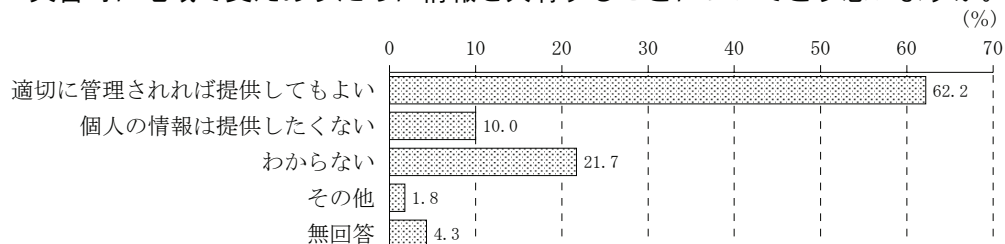
- ・約6割の人は、日常生活のなかで困ったときには近所の人に助けてほしいと思っていますが、そのうちの3分の2以上の人は、実際に支えてもらうのは難しいと感じています。

Q. 生活のなかで困ったときに、近所の人に支えてほしいと思いますか。



- ・災害時に地域で支えあうために個人情報共有することについて、約6割の人は「適切に管理すれば提供してもよい」と答えており、多くの人に必要性が認識されています。

Q. 災害時に地域で支えあうために情報を共有することについてどう思いますか。



○ 地域福祉に関する情報が伝わらず、十分に理解されていません

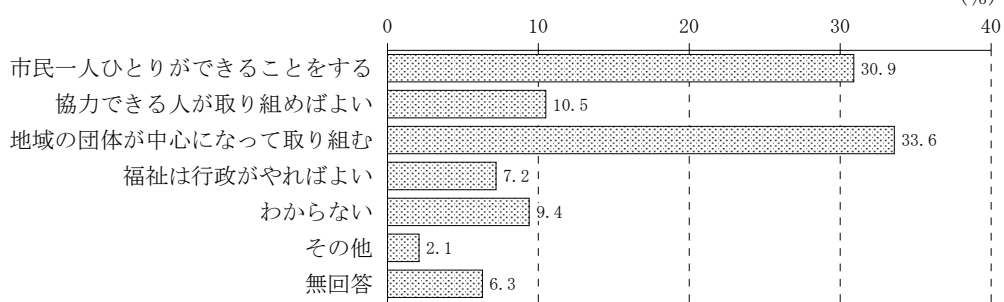
これらの課題を解決していくために「地域福祉」の考え方による支えあいをすすめていくうえで大きな障害となっているのが、みんなで取り組む地域福祉の大切さに気づかず、お互いに支え、支えられる「心の豊かさ」をもちにくくなっていることです。

これは、人と人のつながりを大切にしてすすめていく地域福祉を、さまざまな立場の人たちが理解できるよう、伝えたり、いっしょに考える取り組みが不十分だったことも大きな要因だといえ、みんなが参加して地域福祉をすすめていくうえで、まず取り組んでいくべきことです。

● 市民アンケート調査の結果から

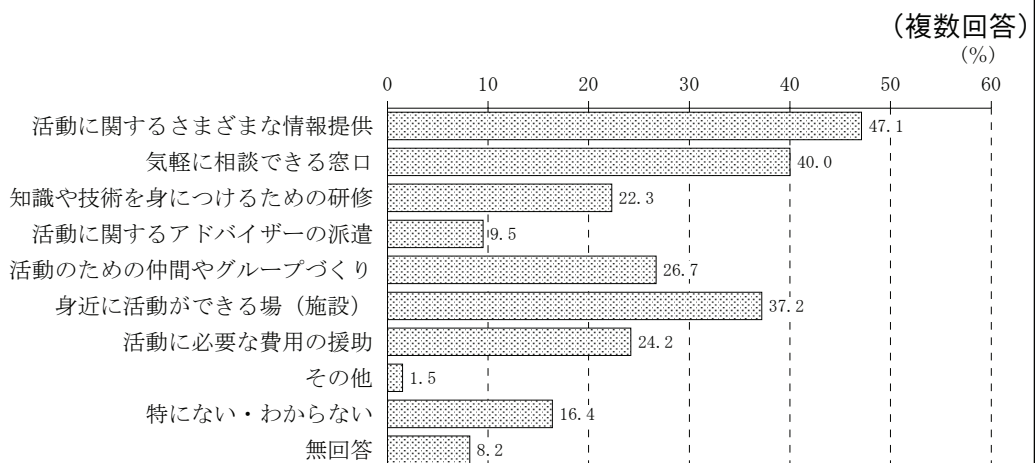
- 市民も参加した「地域で支えあう福祉」について、多くの人は肯定的な意識をもっていますが、「市民一人ひとりができることをする」と答えた人は約3割で、自ら参加することには難しさを感じる人が少なくないようです。

Q. 「地域で支えあう福祉」を推進していくことについてどう思いますか。



- 福祉活動に参加しやすい条件づくりとして多くの市民が必要だと考えていることは、情報提供や相談、身近な活動の場などです。

Q. 福祉活動に参加しやすくするため、どんな条件づくりが必要だと思いますか。



○ 地域福祉の担い手が不足しています

地域福祉の理解を広げる取り組みをすすめていくことで、一人でも多くの人が、たとえ小さなことでも「自分ができること・したいこと」で地域福祉の担い手となって、参加していくことが大切です。一方、寝屋川市では、さまざまな地域福祉活動が活発に行われていますが、多くの団体が担い手の高齢化と、新たな担い手づくりの難しさに頭を痛めています。生活と生産が離れていったうえに女性の就業もすすみ、地域にいる若い人が少なくなってしまったのです。

地域福祉をすすめていくうえでは、気になる人を出かけるついでに見守ったり、ちょっとしたことを手伝うことも、多くの人が協力すれば大きな力になります。また、定年退職して地域に帰ってきた元気な高齢者や、地域に仕事に来ている人など、新たな担い手は、よく見るとたくさんいます。今は福祉の活動をしていなくても、「今後は活動してみたい」と考えている人も少なくありません。地域福祉への理解を深め、思いをつなぐ取り組みをすすめていくことで、みんなで「地域の福祉力」を高めていくことができると思います。

そのためには、受け手の感謝の気持ちを示すとともに担い手の負担も軽減する有償型の活動や、地域に密着した仕事としてすすめる活動などの、多様な活動のすすめ方も考えていく必要があります。

また、こうした地域福祉活動の担い手だけでなく、公的な福祉サービスを「プロ」として担っていく福祉従事者の確保も大きな課題を抱えており、福祉の仕事に就く人を増やしていくための取り組みも、あわせてすすめていく必要があります。

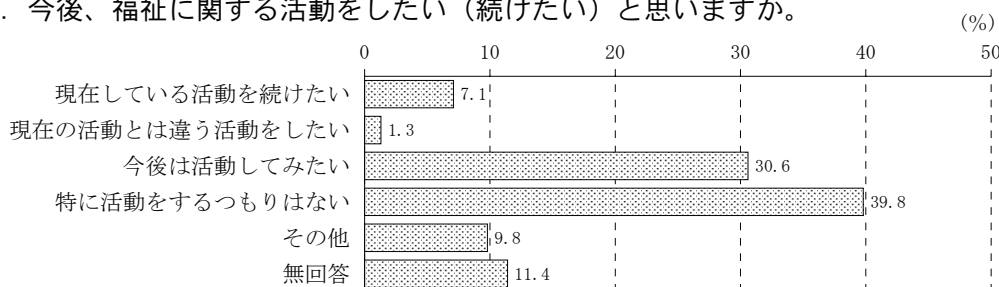
●市民アンケート調査の結果から

- ・福祉に関する何らかの活動に参加している人は約15%です。一方、「今後は活動してみたい」と答えた人は約3割で、参加意識をもつ人は少なくありません。

Q. 福祉に関するつぎのような活動に参加していますか。



Q. 今後、福祉に関する活動をしたい（続けたい）と思いますか。



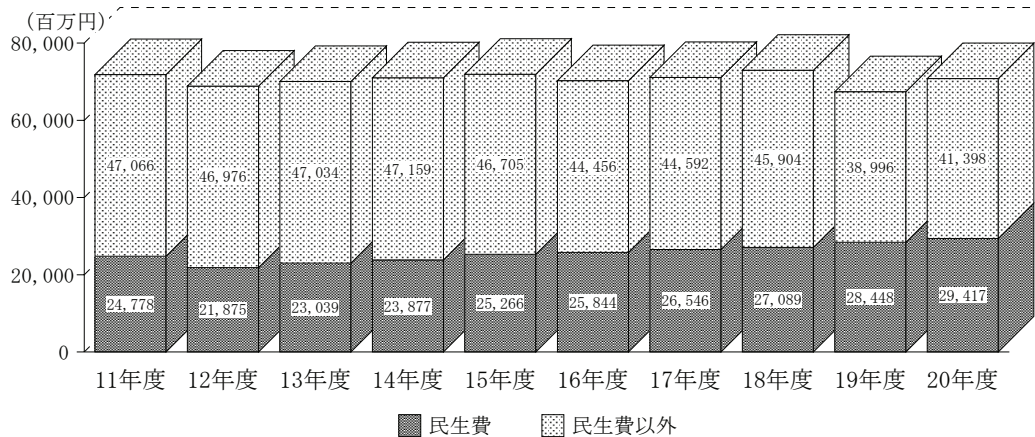
○ 福祉にかかる財政支出も増加しています

少子高齢化にともなう社会保障とその財源のあり方は、国でも大きな課題となつていますが、寝屋川市でも福祉に関する支出（民生費）が財政全体に占める割合が大きくなってきています。「民生費」は毎年増加しており、なかでも生活保護費は大きく増えています（平成11年度：約44億円 → 平成20年度：約83億円）。また、介護保険のサービスの費用（給付費）も制度がはじまった10年前とくらべて2倍以上となり（平成12年度：約44億円 → 平成20年度：約101億円）、保険料も上昇しています（第1号被保険者保険料基準月額、第1期計画：3,150円 → 第4期計画：4,240円）。

寝屋川市は職員数の削減や給与の適正化などの行財政改革を推進し、黒字財政を確保していますが、今後は高齢化がますます進行し、労働力人口の減少などによる税収の減少などにより、ますます厳しい財政状況が予測されています。

今後、よりいっそうの効率的な財政運営を行っていくことはもちろんであり、また、国民が安心して生活できる社会保障制度をいっそう充実していくよう、国などに求めていくことも必要です。そして、そのうえで市民や団体などの力を活かして協力しあったり、市民一人ひとりが健康づくり・生きがいくりの意識を高めるなど、「元気都市」をみんなでつくっていくよう取り組んでいくことが、財源の面からも求められています。

●寝屋川市の財政（決算）の目的別支出の推移（「寝屋川市の財政（平成20年度版）」より）



※一般会計における内訳であり、国民健康保険や介護保険等の特別会計は含みません。

このように、地域福祉をすすめるうえでは多くの課題があり、課題の内容や性質もとても多様です。

そのため、市は地域福祉の土台として「公的な制度」を充実し、さらに、一人ひとりが得意なことを活かしながら「できること・したいこと」で参加し、みんなで考え、協力して取り組んでいかなければならないことが、これらの課題によっても示されているといえます。



「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン (第二次寝屋川市地域福祉計画)」とは

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」は、寝屋川市の地域福祉を、市、福祉に関する機関や事業者、地域で活動している団体、市民一人ひとりなど、みんなが参加し、協力していくための共通の目標として、下記の考え方に基づいて、みんなが意見を出しあってつくりました。

(1) 計画策定の目的

これまでの計画の成果と課題をふまえ、さらにステップアップした取り組みをすすめるための計画をつくります

地域福祉をすすめていくために、寝屋川市は平成17年3月に、最初の地域福祉計画である「寝屋川市地域福祉計画」を策定しました。この計画は“1+1を3に！わたしたちのつながりでひろげる「元気都市」の福祉”を共通目標として掲げ、市、関係機関・事業者、各種団体・市民が協力しながら、分野別の計画や地域福祉活動計画とも関連づけて推進してきました。

この計画は平成22年度までの計画ですので、この間に計画に基づいてすすめてきた取り組みの成果や課題を振り返り、新たな課題もふまえて、平成23年度からさらにステップアップした取り組みをすすめていくための計画として、より多くの人たちとともに、自分たちのまちの暮らしを考え、協力して取り組んでいきたいという願いを込めて、この「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」をつくることにしました。

(2) 計画の位置づけ

社会福祉法に基づく、わたしたちのまちの“保健福祉のマスタープラン”です

福祉をすすめていくうえで最も基本となる法律として「社会福祉法」が定められています。この法律では、みんなが協力して地域福祉を推進すること、また、そのために市町村は地域福祉計画を策定することとされています。

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」は寝屋川市の地域福祉計画です。法律（第107条）に沿って、地域福祉に関する事業や活動を推進するとともに、それらが適切に利用されるようにしていくための理念と基本方針を定めました。

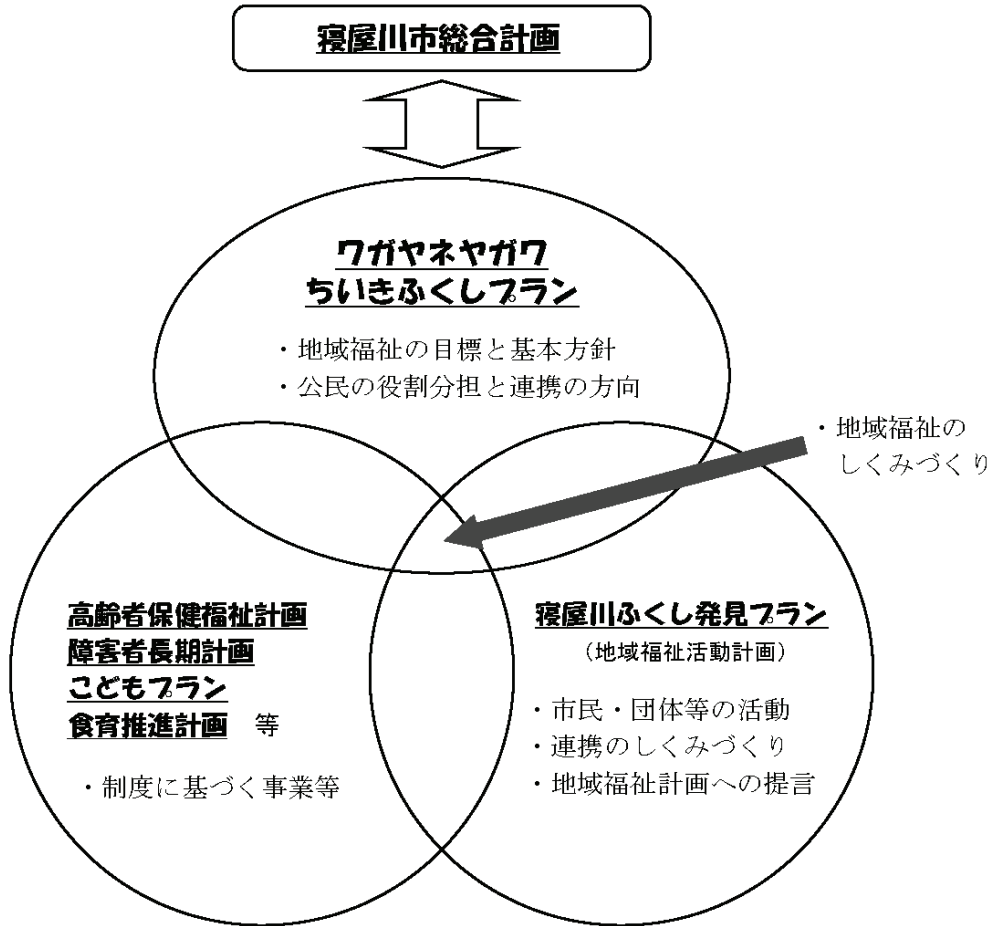
この計画は、寝屋川市の“保健福祉マスタープラン（基本となる指針）”であり、さまざまな分野別の計画を通じて、具体的な取り組みをすすめていきます。

「寝屋川市総合計画」と整合性を図って推進します

また、このプランは、寝屋川市のまちづくりの指針である「寝屋川市総合計画」のも

とで、整合性を図って推進していくものあり、「第五次寝屋川市総合計画」が将来像として掲げる“魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川”を、地域福祉の視点でつくっていくよう推進していきます。

計画の位置づけと他の計画との関係



(※) 社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(3) 計画の期間

平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの5年間の計画です

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」は、「第五次寝屋川市総合計画」の前期基本計画にあわせて、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの、5年間の計画として策定しました。

(4) 計画の策定経過

地域福祉に関わる“みんな”の意見をまとめてつくりました

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」は、地域福祉に関わる“みんな”が意見を出しあってつくる計画にするために、市民や地域福祉に関わる団体、関係機関などの代表が参加した「寝屋川市地域福祉計画策定検討委員会」での話しあいをふまえて策定しました。

また、より多くの人々の意見を聴くために、アンケート調査や、計画案についての意見募集(パブリック・コメント)を実施し、計画に反映しました。

あわせて、計画をすすめるしくみづくりをめざしたワークショップも開催しました。

(5) 計画の推進方法

“みんな”で話しあう場をつくり、多くの人参加のもとで推進していきます

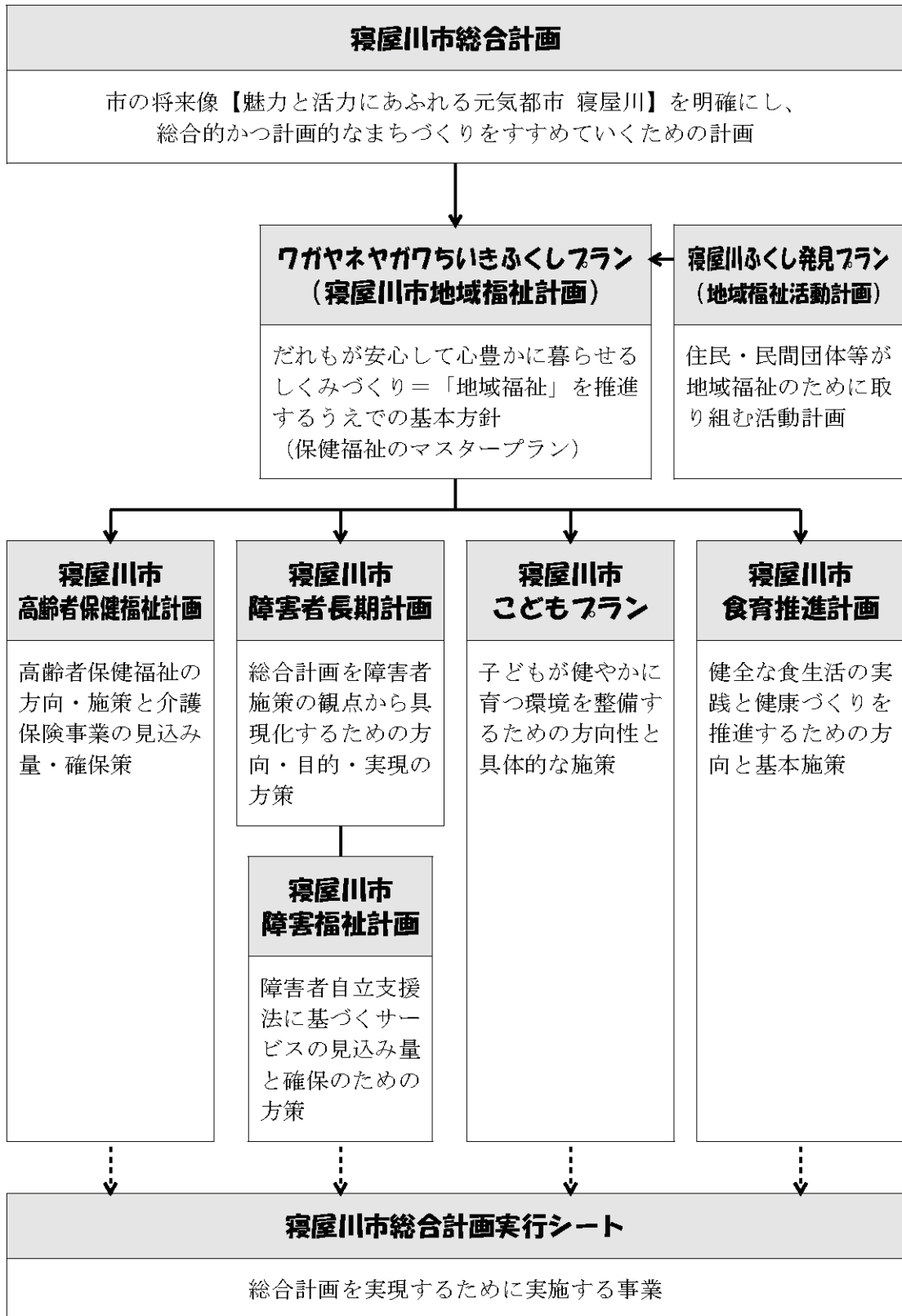
「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」をみんなで話しあいながら実行し、すすみ具合を点検して、さらに推進するという「PDCIサイクル」(※)に沿った取り組みを行っていくために、「寝屋川市地域福祉計画策定検討委員会」を引き継ぐ「(仮称)寝屋川市地域福祉計画推進評価委員会」を設置し、プラン全体についての検討や評価をすすめていきます。

また、より詳細な検討をすすめていくための課題に応じた「ワーキンググループ」や、個別の活動や事業を具体的にすすめていくための「プロジェクトチーム」などを設置し、多くの人たちに参加を呼びかけながら、プランを推進していきます。

(※) PDCIサイクル

事業や活動を効果的にすすめる手法のひとつで、「Plan(計画)」→「Do(実行)」→「Check(評価)」→「Innovation(改善・改革)」を順に行い、最後の「Innovation」が終わったらつぎの「Plan」につないで、螺旋(らせん)を描くように向上させながら、継続的な改善を行っていきます。

地域福祉に関わる分野別計画等の概要



1. みんなですすめる地域福祉の目標

1 + 1 を 3 に！ わたしたちの つながりでひろげる「元気都市」の福祉

地域福祉に一人でも多くの人に参加できるようにしていこう、そして、お互いがつながり、得意なことを活かして協力しあうことで、より大きな力を生み出していこう、という思いをもって、このプランの前身である「寝屋川市地域福祉計画」は、「1 + 1 を 3 に！ わたしたちのつながりでひろげる「元気都市」の福祉」という、地域福祉の推進目標を掲げました。

また、この目標は、寝屋川には地域福祉の活動や事業に取り組んでいる人がたくさんいるので、みんなが協力すればもっと大きな力になる（それができないのは、もったいない）という気持ちも込められています。

新たに策定した「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」もこの目標を引き継ぎ、よりレベルアップした地域福祉の取り組みを、みんなですすめていくことをめざします。

2. 地域福祉を総合的にすすめていく枠組み

「地域福祉のしくみと基盤づくり」と「公的なサービスの充実」と 「地域福祉活動の推進」の3つの取り組みを、一体的に推進する

福祉の支援には、大きく分けると、法律に基づいて行政や関係機関、事業者などが行う「公的なサービス」と、市民や団体などが、主体的な思いで自発的に取り組む「地域福祉活動」があります。「公的なサービス」は、だれにも公平に、そして継続性を大切にしてしっかり行うことで、支援の土台となる部分を担います。一方、「地域福祉活動」は、一人ひとりの状況に応じて迅速かつ柔軟に、きめ細かく展開していくことができます。そして、「地域福祉活動」として先駆的に取り組まれたことで、多くの人に必要なのが「公的なサービス」になってきた歴史もあります。

地域福祉は、これらの「公的なサービス」と「地域福祉活動」の取り組みがうまくつながることで、実現できるしくみです。そのために、これらの取り組みが充実するための支援や、必要な人が適切なサービスや活動につながったり、サービスや活動が効果的

に展開でき、わたしたちが安心して暮らせる環境づくりなど、地域福祉の「しくみや基盤」をつくっていくことも不可欠です。

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」は、これらの3つの取り組みをバラバラではなく一体的にすすめていくことで、寝屋川市の状況に対応した地域福祉を、効果的に推進していきます。

① 地域福祉のしくみと基盤づくり

- ・これからの「新しい福祉」として地域福祉を推進していくために、国の法律や制度などによってタテ割りになっている事業や活動を市民の生活をふまえて再整理するなど、「地域福祉サービス」として提供できるしくみづくりを、市が中心となり、サービスを提供している事業者・団体や関係機関等と協力してすすめます。
- ・また、地域福祉に関するサービスや活動が効果的に活用され、市民一人ひとりが安心して心豊かに暮らせる環境づくりや、公的なサービスと主体的な地域福祉活動などがうまくつながるしくみなどの地域福祉の基盤づくりを、市が中心となり、市民、団体、事業者、関係機関等と協力してすすめていきます。

② 地域福祉に関する公的なサービスの充実

- ・市民一人ひとりが安心して心豊かに「その人らしい生活」をおくっていくための支援の土台として、法律や制度などに基づく公的なサービスを、市民のニーズを的確にふまえ、主体的な地域福祉活動とも役割を分担しながら、充実していきます。
- ・そのために、市は、市民のニーズをふまえて制度やサービス提供体制の充実に取り組み、サービス提供を担う事業者は「その人らしい生活」を実現する、より質の高いサービスを提供するよう努力します。また、市民・団体も、自らが参加することも含め、担い手を増やしていくよう協力します。

③ 市民の主体的な地域福祉活動の推進

- ・生活に関する多様なニーズにきめ細かく、柔軟に対応していくよう、市民の視点でニーズを発見したり、支援につなぐように声をかけたり、お互いさまの気持ちで支えあうなど、市民・団体が主体的な気持ちで、地域福祉活動に取り組みます。また、多くの人に必要なことなどは公的なサービスとして制度化・事業化していくよう、活動の実績をふまえて市民の理解を広げながら、呼びかけていきます。
- ・地域福祉活動により多くの人たちが参加し、いっそう充実した活動を行っていきけるよう、活動している人どうしが交流したり、市や関係機関などが支援する取り組みもすすめていきます。
- ・また、主体的な活動への参加なども通じて、市民一人ひとりが元気で生き生きと生活できるよう、健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。

3. 役割分担の考え方

わたしたちの暮らしは、多くの人に支えられて成り立っています。支える側になる割合と支えられる側になる割合は人により、また、そのときどきで違いはありますが、支えられる立場にあっても、小さくても役に立つことをしていきたいと思います。

地域のさまざまな立場の人が、それぞれが得意なことを活かして役割を分担して地域福祉をいっそうすすめていくという視点で、役割分担の大枠の考え方を整理しました。

① 一人ひとりの市民

- ・まず、よりよい暮らしをおくっていくうえで、地域福祉はわたしたち一人ひとりに関わることだということを理解します。地域のことや地域で暮らす人々に関心を持ち、ともに暮らす仲間としてお互いに存在を認め、尊重しあうように努めます。
- ・そして、いっそう暮らしやすい地域にしていくために「できること」を、一人ひとりとして、また、地域や団体の活動、仕事などを通じて、「お互いさま」の気持ちで、小さなことからでも取り組んでいきます。
- ・また、自分や家族が健康で生きがいをもって暮らせるよう、心がけます。

② 地域を基盤とした活動（地域型の活動）を行う団体

《自治会、婦人会、子ども会、老人会などの地域組織や、民生委員児童委員（校区委員会）、校区福祉委員会などの地域を基盤とした福祉活動を行う団体など》

- ・地域福祉をすすめるうえでの基盤となる「身近な地域でのつながりづくり」を、できるだけ多くの人に参加してもらえるように呼びかけながら広がっていきます。
- ・また、もっとも身近な地域福祉の担い手として、専門機関等とも連携しながら、お互いに気にかけてあい、困ったときは支えあえる活動をすすめます。
- ・民生委員児童委員は、地域の活動に参加しにくい人にも気を配りながら、地域や支援のしくみとつながりをもてるよう、暮らしのさまざまな困りごとや子育てなどに関わる相談にのり、援助します。
- ・校区福祉委員会は、身近な地域でみんなで地域福祉に取り組むための「話しあいと協働のひろば」として、多くの住民やテーマ型の活動を行う団体なども含めたさまざまな団体のネットワークを広げながら、地域の課題に応じた活動をすすめます。

③ 一定のテーマに焦点をあてた活動（テーマ型の活動）を行う団体

《ボランティアグループ、NPO、当事者団体など》

- ・それぞれの主体性に基づいて、地域福祉のさまざまな課題を解決したり、生活の困りごとを支援しあう活動や、必要に応じて制度化に向けた取り組みをすすめます。
- ・地域型の活動を行う団体なども含め、地域福祉の推進に取り組む団体や事業者、関係機関等との連携を強化し、それぞれの活動をより充実するとともに、得意な支援を組みあわせて、寝屋川市の地域福祉全体をすすめていくように取り組みます。

④ 福祉サービスを提供する事業者

《社会福祉法人、介護保険や障害福祉サービスを提供する事業者など》

- ・地域福祉の視点にたって、福祉サービスを利用する人が地域とつながりをもって安心して暮らせるよう、いっそう質を高める努力を重ねながら、ニーズに的確に応えるサービスの提供に取り組みます。
- ・また、市民や団体などによる地域福祉活動と連携することで、よりきめ細かい支援ができるようにしたり、福祉のプロとしての専門性や人材、拠点などの資源を活かして、活動への支援をすすめます。

⑤ 日常生活に関わるサービスを提供する事業者

《医療機関や薬局、商業やサービス業などの日常生活に関わるさまざまなサービスを提供する事業者など》

- ・各々が提供するサービスを、だれにも利用しやすく、生活の質を高めることを支援することにいっそう役立つものにするよう、地域福祉の視点も考えて事業をすすめます。
- ・地域のまちづくりの担い手として、事業者としての資源（事業や人材、拠点、物資、資金など）を活かして、地域の活動を支援します。

⑥ 市や地域福祉に関わる公的な機関

- ・地域福祉の土台である公的な福祉の事業を、地域福祉の視点にたち、制度の枠を超えてニーズに対応できるものとして再構築しながら、充実します。
- ・また、民間だけでは取り組めない課題について、できるだけ市民、団体、事業者などと協働しながら、行政の総合力を活かして公的な役割を發揮し、取り組みます。
- ・地域福祉に多くの市民、団体、事業者などが参加してみんなですすめていくためのしくみや環境整備などの条件整備も、公的な役割として推進します。

⑦ 社会福祉協議会

- ・地域福祉を推進する機関として、市や関係機関等と連携しながら、専門性やコーディネーターとしての役割を發揮して、それぞれの取り組みを充実し、さらにお互いに協力していっそう効果的な展開ができるよう、先導したり、支援します。
- ・そのために、地域福祉に関わる人々や「民」と「公」の団体・機関などが幅広く参加できる「地域福祉のプラットフォーム」（協議と連携の場）としての役割をいっそう強化します。

4. それぞれのエリアでの取り組み

地域福祉の取り組みは、わたしたちの生活に対応してすすめていきますが、わたしたちの生活は、場面によっていろいろな圏域と関わりをもっています。

それぞれの圏域での活動が、それぞれの特徴を活かし、お互いに補いながらうまく協力しあえるよう、エリアごとの取り組みを整理しました。

① 自治会のエリア

【身近なつながりや日常的な支えあいのエリア】

- ・自治会は、わたしたちの暮らしの土台である“住まい”の環境をよりよいものにするために住民が協力していく、地域福祉の原点となる組織です。
- ・日常的なつながりのなかで生活のさまざまな課題に気づきあい、みんなで支えあって解決したり協力して支援のしくみにつないでいくなど、班などでの、より身近な交流もすすめながら、顔が見え、声がかけあえる関係を大切にしたい取り組みをすすめます。

② 小学校区（校区福祉委員会）のエリア

【多様なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】

- ・子どもたちが通う小学校の校区は、意識の面でも、歩いて移動できる圏域としても、わたしたちの生活とのつながりが大きいエリアです。寝屋川市では、概ね小学校校区を基本として校区福祉委員会を設置し、自治会だけでは対応しにくい地域福祉の取り組みをすすめています。
- ・小学校区単位では、校区福祉委員会が中心となって、多様化している住民の福祉ニーズ（生活のしづらさの問題）に対応する「地域の福祉力」をいっそう高めていくよう、より幅広い住民や団体、事業者などに参加を呼びかけながら、地域の課題に応じた活動をすすめます。

③ コミュニティセンターエリア

【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携のエリア】

- ・寝屋川市では、2つの中学校区ごとに地域のコミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターを設置しています。また、このエリアは地域のまちづくりの取り組みと連携した行政サービスをすすめる圏域としても定着してきています。
- ・地域福祉の視点にたった福祉サービスを提供するしくみづくりは、身近なところで利用できるよう、コミュニティセンターエリアを単位としてすすめます。
- ・また、小学校区のエリアで活動する校区福祉委員会などが、ひとつでは対応が難しい課題などについて、コミュニティセンターエリアで協力して取り組みます。

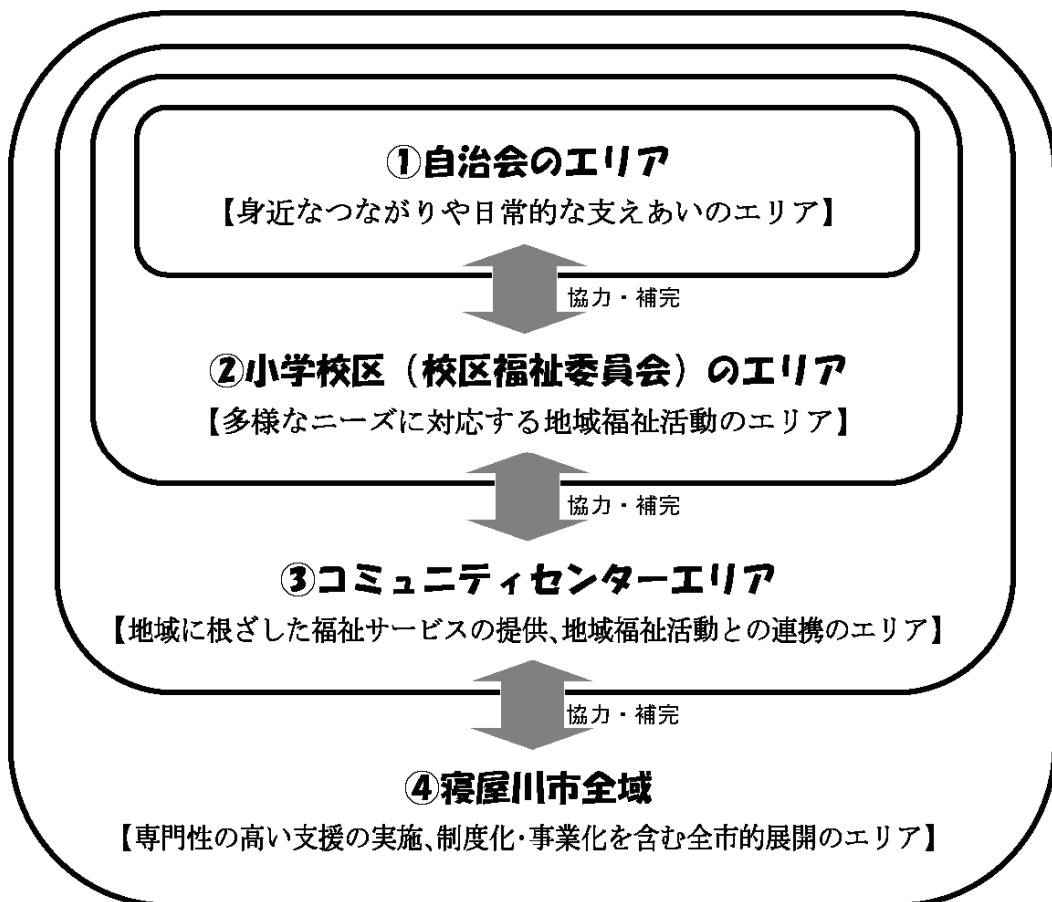
④ 寝屋川市全域

【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

- ・ 専門的な支援を必要とするニーズへの、専門機関や専門的な活動を行うボランティアグループやNPO等による対応は、市域全体を対象としてすすめます。
- ・ また、地域の取り組みなどを通じて明らかになった、市の施策としての対応が必要であったり、全市的に取り組むべき課題などについては、公的な位置づけで取り組んでいくための制度化や、制度に基づく事業化なども含めて、全市的に検討し、展開していきます。

※なお、寝屋川市だけでは対応が難しい課題については、周辺自治体や大阪府などと連携して、広域的に取り組めます。

これらのエリアは、それぞれの特性を活かした取り組みを行いながら、お互いに補いあってさまざまなニーズに効果的に応えていくよう、「地域福祉をみんなですすめるしくみづくり（第5章の「10」）の取り組みなどを通じて、情報や課題を共有し、協力していきます。



みんなですすめる地域福祉の取り組み

第4章の「みんなですすめる地域福祉の方向」に沿って、地域福祉をみんなで計画的に推進していくための《取り組みの柱》（1～10）と、そのなかでこのプランの計画期間の5年間に《重点的にすすめる活動・事業》（（1）～（20））を、つぎのように決めました。

1. 生活を支援するサービスや活動の充実

- （1）生活のなかの困りごとを、多くの力をつないで解決していくしくみの充実
- （2）さまざまな困りごとに対応できるサービスや地域福祉活動の推進
- （3）難しい課題などに対応するセーフティネットのしくみづくり
- （4）安心して生活できる「住まい」への支援の推進
- （5）「暮らしと自立」をみんなで支えていく取り組みの推進

2. 相談やニーズを把握する取り組みの充実

- （6）身近な相談の場とネットワークの充実
- （7）多様なつながりを活かした積極的なニーズ把握の推進

3. 地域福祉についての情報伝達と理解の推進

- （8）情報をきめ細かく伝える取り組みの推進
- （9）さまざまな場での福祉の学習と話しあいの推進

4. 地域福祉をすすめるつながりづくりの推進

- （10）身近な地域でのつながりづくりの推進
- （11）災害時などに的確に支えあえるネットワークづくり

5. 地域福祉の担い手づくりの推進

- （12）多様な地域福祉活動の場づくりと参加の呼びかけの推進
- （13）福祉の仕事を担当する人材の確保への支援

6. 地域福祉活動への支援の充実

- （14）地域の資源を活かした地域福祉活動への支援の推進

7. 権利擁護や虐待防止のための取り組みの推進

- （15）みんなで連携してすすめる権利擁護支援の取り組みの推進

8. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- （16）だれもが生活しやすい地域の環境づくり

9. 健康と生きがいづくりの推進

- （17）市民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進
- （18）だれもが生きがいをもって暮らしていくための参加の場づくり

10. 地域福祉をみんなですすめるしくみづくり

- （19）地域福祉計画を着実に推進するしくみづくり
- （20）地域福祉をみんなですすめる協働と連携の場（プラットフォーム）の充実

これらは、「みんなですすめる地域福祉の方向」の《地域福祉を総合的にすすめていく枠組み》で定めたとおり、【地域福祉のしくみと基盤づくり】と【公的なサービスの充実】と【地域福祉活動の推進】の3つの取り組みを一体的に推進するという考え方のもとですすめていきます。

● 《取り組みの柱》と《重点的にすすめる活動・事業》は、市民、団体、事業者、市、関係機関など、わたしたちみんなで行っていき、共通の目標として決めました。

《取り組みの柱》については【みんなで進んでいくうえでの視点と目標】を、また、《重点的にすすめる活動・事業》については【それぞれが役割を分担し、協力して進んでいく方向】を共有し、それぞれの主体が役割を分担・協力していきながら話し合いながら、具体的な活動・事業として進んでいきます。

● 【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に進めること】は、そのなかで、市が先導的に進んでいく事業の方向性を示したものです。

この計画書では、各々の主体の取り組みの一例として、市が公的な立場で、市民、団体、事業者、関係機関などと連携して先導的に進んでいく事業の方向性を示しました。

● 【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】は、市民・団体・事業者・関係機関などが、それぞれの立場で行っていき、進んでいくことのプランを考えていきよう、空欄にしています。

市が先導的に進んでいく事業などもふまえて、それぞれの立場で「活動・事業を実施していきためのプラン」をつくり、お互いに協力を呼びかけあひながら、みんなですすめていきましよう。

取り組みの柱

1. 生活を支援するサービスや活動の充実

～ 地域のさまざまな力をつないで、一人ひとりの「その人らしい生活」を支援する ～

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

地域福祉は「だれもが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、地域の力をあわせて、地域にあった福祉をつくる」ことです。つまり、地域福祉のいちばん大きな目的は、だれもが地域のなかで、安心して「その人らしい生活」が出来るように支えていくことだということを、この「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」の取り組みの最初の柱として位置づけ、みんなの力をあわせて取り組んでいきましょう。

だれもが「その人らしい生活」をおくるためには、さまざまな課題やニーズに対応できる多様な支援が必要であり、保健福祉や介護をはじめとする公的な制度に基づくサービスを、地域福祉の基盤として拡充するとともに、市民どうしの「お互いさま」の気持ちによる支えあいの活動を広げていきましょう。

また、狭い意味での福祉の分野に限らず、生活に関わるさまざまなサービスや活動にも、地域福祉の視点を加えてだれもが利用しやすくしたり、地域生活の基盤となる住まいや暮らしの環境を整えていくなど、分野や制度の枠を超えて「生活全体を支援する」という視点で個々の取り組みやしくみの見直しをすすめ、地域の力を総合的に活かしていきましょう。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

(1) 生活のなかの困りごとを、多くの力をつないで解決していくしくみの充実

①生活のさまざまな困りごとに対応する「コミュニティソーシャルワーク」のしくみの充実

(2) さまざまな困りごとに対応できるサービスや地域福祉活動の推進

- ①分野別計画に基づく保健福祉や子育て支援などのサービスの充実
- ②地域福祉の視点にたった「市民にわかりやすいサービス体系」への再構築
- ③ライフステージを通じた支援をすすめるための取り組みの推進
- ④市民の「思い」と「力」を活かした支えあいの活動の推進
- ⑤生活に関わるさまざまなサービスを活かした支援の推進
- ⑥保健福祉などのサービスと地域福祉活動の「協働」の推進
- ⑦保健福祉などのサービスや地域福祉活動の質をいっそう高める取り組みの推進

(3) 難しい課題などに対応するセーフティネットのしくみづくり

①難しい課題に協力して対応する「(仮称)セーフティネット委員会」のしくみづくり

(4) 安心して生活できる「住まい」への支援の推進

- ①地域生活を支援する住宅や居住型の施設の整備の推進
- ②地域での居住を支援する事業などの充実

(5) 「暮らしと自立」をみんなで支えていく取り組みの推進

- ①市民一人ひとりが自らの暮らしを考える「ライフプラン」づくりの推進
- ②「暮らしと自立」に関するさまざまな生活課題を解決していく取り組みの推進

(1) 生活のなかの困りごとを、多くの力をつないで解決していくしくみの充実

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

日常生活のさまざまな困りごとを、多くの人の力で解決するようつないでいく「コミュニティソーシャルワーク（よろず相談支援）」(※)のしくみを充実しましょう。

(※) コミュニティソーシャルワークとは、「地域に根ざしてすすめる社会福祉の援助技術（Community Based Social Work）」を意味する用語で、福祉に関するさまざまな問題を把握・発見し、公的なサービスだけでなく、地域のあらゆる力を活かしていくようコーディネートしたり、新たな資源や制度を創り出しながら解決・改善し、あわせて、個別の課題を共有して地域の福祉力を高めて、課題の再発を防いでいくことをめざした、非常に幅の広い取り組みです。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①生活のさまざまな困りごとに対応する「コミュニティソーシャルワーク（よろず相談支援）」のしくみの充実

寝屋川市では、地域で生活していくうえでの困りごと（福祉ニーズ）を発見し、地域のさまざまな力をつないで支えあう「コミュニティソーシャルワーク」をすすめるうえで、キーパーソンとなるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を、社会福祉協議会がコミュニティセンターエリアごとに配置しています。

CSWは、校区福祉委員会と協働して設置・運営している「まちかど福祉相談所」を拠点として、ボランティアの相談員と一っしょに行っている身近な相談活動や、他の相談機関等では対応しにくいニーズなども含めた、地域福祉に関わる幅広い相談支援を行っています。

生活のさまざまな課題に対応するコミュニティソーシャルワークの取り組みを充実するために、まちかど福祉相談所を、より地域に身近な拠点にしていくことや、さまざまな課題に、よりきめ細かな対応ができるよう、CSWの体制やネットワーク力を充実していくことなどを、社会福祉協議会と協力して推進します。

あわせて、保健福祉に関するすべての相談支援機関がいっそう地域にねざして事業を展開し、相談支援機関どうしや支援に関わる機関、地域の活動などとのネットワークを強化して、協力して効果的に問題解決を行っていくよう、寝屋川市の状況にあったコミュニティソーシャルワークのしくみづくりに取り組みます。そのために、保健福祉や子育て支援に関する総合的な相談支援のしくみづくり（p. 44）とも連動させながら、寝屋川市の相談支援や地域福祉活動などの現状や課題をふまえて、CSWや各機関・団体等の体制、役割分担や連携などのあり方について検討する「(仮称)コミュニティソーシャルワーク構築事業」を、関係する機関・団体等の参加を得ながらすすめます。

また、この取り組みを通じて、制度の狭間で対応が難しかった課題などへの支援の方策などを検討し、新たなサービスの開発などを含めて具体的な取り組みをすすめていくよう、「(仮称)セーフティネット委員会」（p. 40）づくりともあわせて推進します。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

（２）さまざまな困りごとに対応できるサービスや地域福祉活動の推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

生活上のさまざまな困りごとや課題の解決に向けて、支援する公的なサービスや地域福祉活動の量と質を拡充し、効果的に支援ができる総合的なしくみにしましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①分野別計画に基づく保健福祉や子育て支援などのサービスの充実

寝屋川市では、保健福祉や子育て支援の取り組みを具体的に推進するための計画として、「寝屋川市高齢者保健福祉計画」、「寝屋川市障害者長期計画」、「寝屋川市こどもプラン」、「寝屋川市食育推進計画」などの分野別計画を定めています。

これらの計画を着実に推進し、ニーズに的確に対応する保健福祉サービスを提供していくよう、サービスの担い手となる人たち（事業者等）と協力して取り組みます。

②地域福祉の視点にたった「市民にわかりやすいサービス体系」への再構築

保健福祉や子育て支援などのサービスはそれぞれの法律などに基づいて提供しているため、どうしてもタテ割りの的になりがちです。これは、専門的なサービスを効率的に提供するうえで効果的な面もありますが、分野を超えた複合的なニーズに対応しにくいなどの問題もあります。また、制度の名称が難しく、サービスの内容が理解されにくい場合も少なくありません。

そのため、関連するサービスをまとめて見られるようにしたり、サービス内容が理解しやすい名称（呼称）にするなど、市民にわかりやすく利用しやすいサービスの体系に改善していくよう、関係部局等で調整しながら取り組みます。

③ライフステージを通じた支援をすすめるための取り組みの推進

保健福祉などの制度がタテ割りになっていることの大きな弊害のひとつとして、年齢によって対応する制度などが異なり、継続的な支援が受けられないことがあります。

乳幼児期から、学齢期、青年期、壮年期、高齢期へと続くライフステージを通じて、その人のニーズを共有しながらできるだけ一貫性のある支援ができるよう、関係部局や機関等が連携して検討する場をつくり、各分野別計画にも反映させながら取り組ん

でいきます。

④市民の「思い」と「力」を活かした支えあいの活動の推進

できるだけ多くの市民が地域福祉の考え方を理解し、「お互いさま」の気持ちをもって、一人ひとりが「できること・したいこと」で支えあう地域福祉活動に参加するよう、活動を推進している機関・団体等と協力して推進していきます。

→【具体的な取り組みは、p.54からの「(12) 多様な地域福祉活動の場づくりと参加の呼びかけの推進」に沿ってすすめます。】

そのなかで、生活のさまざまな困りごと（個別のケース）に具体的に対応し、支援する活動をすすめていくよう、コミュニティソーシャルワーク（p.37）や有償による支えあいの活動（p.54）の取り組みなどと関連づけながら推進します。

⑤生活に関わるさまざまなサービスを活かした支援の推進

衣食住や移動、娯楽など、生活に関わる商業・サービス業をはじめとする地域のさまざまな事業者が提供しているサービスを、福祉的な支援が必要な人などのニーズにも応えて、だれもが利用しやすいものにしていくことで、豊かな生活を支える地域の資源としていくよう、事業者の団体や社会福祉協議会などと連携しながら推進します。

⑥保健福祉などのサービスと地域福祉活動の「協働」の推進

制度に基づいて提供する公的な保健福祉などのサービスと、市民・団体などによる主体的な地域福祉活動が、それぞれのよさを活かして協力しあい、多様なニーズに、よりきめ細かく対応した支援を行っていくよう、「協働」をいっそう推進します。

そのために、関係者が話しあう場をもちながら、個別のケースの支援を協力してすすめたり、協働で事業を行うよう取り組みます。

また、地域福祉活動の成果をふまえて、より多くの人のニーズに対応したり、継続的・安定的に実施することなどが必要な取り組みについては、制度化などによる公的な関わりなどもすすめていくよう検討していきます。

⑦保健福祉などのサービスや地域福祉活動の質をいっそう高める取り組みの推進

保健福祉などのサービスや地域福祉活動は、「その人らしい生活」を通じて自立を支援するよう、受ける側の人の立場に立って、常によりよいものとしていくことが求められます。

そうした考え方のもとで、担い手の意識や技術を常に高めていくための継続的な研修や、支援を受ける人の意見をふまえてサービスや活動を改善していくなどの取り組みを、事業者や地域福祉活動を行う団体などと協力して推進します。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

(3) 難しい課題などに対応するセーフティネットのしくみづくり

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

生命や人権に関わることなどの緊急に対応すべき課題や、解決が難しい問題が起こったときに、関係者が速やかに集まって協議し、協力して対応していくセーフティネット（安全網）のしくみを確立しましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

① 難しい課題に協力して対応する「(仮称)セーフティネット委員会」のしくみづくり

地域では、保健福祉の制度にあいにくい問題や、複合的なニーズがあって単一のサービスでは支援しきれない世帯など、これまでの方法では対応しにくい生活課題が増えています。

こうした課題に対応していく取り組みとして、国では「パーソナル・サポート・サービス」という考え方に基づく取り組みがすすめられていますが、寝屋川市では関係者が連携して対応していくしくみとして、迅速に集まって協議し、役割を分担しながら協力して問題解決にあたるネットワークとなる「(仮称)セーフティネット委員会」をつくるよう、検討をすすめます。

この委員会では、具体的な個別のケースへの支援を行うとともに、取り組みの結果を関係者が共有し、同じような問題ができるだけ再発しないように予防する取り組みをすすめたり、万一発生してしまった際には的確に対応するためのルールづくりや制度化も行うよう、あわせて取り組みます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

(4) 安心して生活できる「住まい」への支援の推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

だれもが地域で安心して暮らし続けるために、生活の基盤となる「住まい」づくりをすすめましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①地域生活を支援する住宅や居住型の施設の整備の推進

「住まい」は地域で生活していくうえでの基盤であり、地域福祉をすすめていくうえでも不可欠な条件です。こうした認識のもとで、介護や支援などが必要な人が安心して快適に生活できる住まいを確保していくうえでのニーズを把握し、公営住宅の整備や住環境整備のなかで、必要な住宅の整備やバリアフリー化などの対応をすすめていきます。また、民間の住宅においても福祉の視点に配慮した整備がすすめられるよう、呼びかけていきます。

また、居住型の福祉施設や福祉的な支援機能をもつ住宅を、各分野別計画に基づいて整備するよう、事業者等と協力して取り組みます。

②地域での居住を支援する事業などの充実

高齢者や障害者などが介護や支援を受けながら生活できる住まいを確保していくうえでは、その人の状況に応じた住宅を確保し、家主や地域の理解を得ながら生活しやすい環境をつくり、緊急時には必要な対応を迅速に行っていくなどの、さまざまな支援が必要です。こうした支援を行うサービスとして障害者を対象とした「居住サポート事業」などがありますが、他の分野のケースへの対応なども含めて、地域での居住を支援する取り組みやしくみづくりを推進していきます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

(5)「暮らしと自立」をみんなで支えていく取り組みの推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

「だれもが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らす」地域福祉の目標を実現していくうえで、まず、わたしたち一人ひとりが「自分らしい生活」づくりに取り組み、みんなの「暮らしと自立」も考えて、支えあっていきましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①市民一人ひとりが自らの暮らしを考える「ライフプラン」づくりの推進

地域福祉をみんなですすめていくうえでのひとつの出発点として、市民一人ひとりが自らの現在や将来の生活について考え、地域とつながりをもって安心して生活していくうえで主体的に取り組むことや、必要なときには支援を求めていくことなどを書き込んでいく「ライフプラン」(※)をつくっていくよう、保健福祉の事業や地域福祉活動、生涯学習の取り組みなどとも関連づけて、推進していきます。

(※) もしものときに家族や大切な人へ自分の思いや情報を伝えるための「エンディングノート」が、主に高齢者の方々の間で広がってきています。「ライフプラン」は、より幅広い世代の人たちが現在や今後の生活について考えたり情報を整理することで、一人ひとりのよりよい暮らしや地域のつながりづくりなどをめざしていくためのツールとなるよう考えていきます。

②「暮らしと自立」に関するさまざまな生活課題を解決していく取り組みの推進

経済的な困窮やホームレス、ひきこもりなど、社会的な問題も背景にもつ生活課題が増えています。こうした課題をもつ人が自立して暮らしていけるよう、生活保護などをはじめとする各種制度を適正に運用し、本人の力を引き出し、高めていくとともに、地域の力も活かして支援してくよう、コミュニティソーシャルワーク (p. 37) や「(仮称)セーフティネット委員会」(p. 40) づくりの取り組みなどと関連づけながら推進します。

そのために、生活に関するさまざまな課題やその背景となっている社会的な問題について、「ライフプラン」づくりなどの取り組みを通じて、市民が自らの生活にもつないで理解できるよう、情報提供や啓発、支援や問題解決のための話し合いの場づくりなどを、関係機関・団体などと連携して推進します。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

取り組みの柱

2. 相談やニーズを把握する取り組みの充実

～ 暮らしの困りごとに気づき、相談や支援につながるしくみを充実する ～

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

地域福祉に関するサービスや活動を充実していくこととあわせて、それらが効果的に利用されるよう、必要なときに、必要な人にきちんとつながるしくみが重要です。保健福祉に関する相談支援の取り組みがすすみ、目的に応じて専門的に対応する窓口も増えてきました。しかし一方で「どこに相談すればよいかかわりにくい」という問題も大きくなっています。

保健福祉の問題は多様であり、すべての相談に1つの窓口で専門的に対応することは簡単ではありません。また、地域福祉の相談では専門家の支援だけでなく、身近な市民どうしが同じ立場で経験を出しあい、いっしょに考えていくことも大きな意味をもつなど、多様な取り組みをすすめていくことが重要です。

そこで、その人がいちばん話しやすい人や窓口に言えば、適切な相談や支援に的確につながるしくみを、地域のつながりを活かしてつくっていきましょう。

また、自分自身のニーズに気づけなかったり、相談や支援につながらない人をなくしていくよう、みんなが気かけあい、つないでいく取り組みをすすめていきましょう。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

(6) 身近な相談の場とネットワークの充実

- ①保健福祉や子育て支援に関する総合的な相談支援のしくみづくり
- ②市民の力とつながりによる身近な相談活動の推進

(7) 多様なつながりを活かした積極的なニーズ把握の推進

- ①積極的なニーズ把握の取り組みの充実
- ②地域での見守り・声かけなどの活動によるニーズ把握のいっそうの推進
- ③地域福祉をすすめるための個人情報管理の適切な管理と活用の推進

(6) 身近な相談の場とネットワークの充実

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

「どこかに相談すれば、きちんとつながる」ことで、さまざまな課題に総合的に対応できる相談支援のしくみをつくっていくよう、身近な相談の窓口や活動と、それぞれがつながるネットワークを充実しましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①保健福祉や子育て支援に関する総合的な相談支援のしくみづくり

さまざまな困りごとに対応できる総合的な相談支援のしくみをつくっていくために、保健福祉や子育て支援などに関する相談支援機関やサービスを提供する事業所などのネットワークを強化し、市民からの多様な相談を、最も適切な窓口に対応につないだり協力して支援することで、最も身近な「どこか」に相談すれば「きちんとつながる」しくみをつくっていきます。

そのために、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活福祉、健康づくりなどの分野を超えて、関係機関等が情報や市民のニーズなどを共有し、連携のための話しあいなどを行う場づくりを、関係機関や事業所などの参加を得て推進します。

②市民の力とつながりによる身近な相談活動の推進

地域の身近な相談の場である「まちかど福祉相談所」や、民生委員児童委員などによる地域に密着した相談活動、同じ課題をもつ当事者どうしの相談活動（ピアカウンセリング）など、市民どうしのつながりを活かした主体的な相談活動がいつそう充実するよう、支援を行っていきます。

また、そうした取り組みで把握された専門的な支援が必要なケースについては、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各相談支援機関などがつなぎ役となり、適切な機関やサービス等と協力して支援ができるよう、総合的な相談支援のしくみづくりのなかで、あわせて推進します。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

(7) 多様なつながりを活かした積極的なニーズ把握の推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

一人ひとりの困りごとを見逃さないために、ニーズをしっかりと把握していくよう、地域の多様なつながりを活かして、「だれもが、どこかでつながる」ネットワークをつくっていきましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①積極的なニーズ把握の取り組みの充実

支援を必要とする人を必要なサービスに的確につないでいくために、市や相談支援機関などができるだけ地域に出向き、地域で取り組まれている見守りや、民生委員児童委員などによる相談活動、市民とのつながりが大きい福祉や生活に関わるサービスを提供している事業者、医療機関や薬局などとも連携して、積極的なニーズ把握を推進します。

また、特に体系だった支援が必要な課題などについては、できるだけ全数を把握するよう取り組み、潜在化しがちなニーズの発見に努めます。

②地域での見守り・声かけなどの活動によるニーズ把握のいっそうの推進

本人からは声をあげにくく、潜在化しがちな生活の困りごとを発見していくうえで、身近な地域での見守りや声かけなどの活動は、非常に大きな役割を担っています。プライバシーには十分配慮しながら、地域のつながりをつくり、お互いに見守り、声をかけあう活動をさらに広げていくよう支援していきます。

また、こうした活動も活かしながら、身近なところにいる市民が虐待や暴力などを早期に発見し、適切な対応につないでいけるよう、これらの問題への理解を深めるための情報提供や、相談や通報がしやすいしくみづくりなどを、権利擁護のネットワークづくり（p. 60）ともあわせて推進します。

③地域福祉をすすめるための個人情報の適切な管理と活用の推進

地域とつながりが少ない人が増えているなかで、見守り・声かけをはじめとする地域福祉の活動をすすめていくうえでは、「支援が必要な人がどこにいるか」などの情報の共有が必要になってきています。

個人の情報を、本人の意思に反して共有することは、あってはなりませんが、「きちんと管理されるのであれば、困ったときに地域で支えてもらうための情報の共有は必要だ」と考える人も多いことから、本人の同意のもとで地域福祉活動に必要な情報を共有し支援しあえるしくみづくりを、緊急時の対応をすすめるための情報共有のしくみづくり（p. 52）と関連づけて、自治会や民生委員児童委員、校区福祉委員会、当

事者団体などと連携してすすめます。

また、個人情報や地域で共有されることを望まない人も、当事者団体や支援団体・事業者などとのつながりを通じて、災害などの緊急時には支援ができるよう、多様なネットワークを通じて「だれもが、どこかでつながる」しくみづくりに努めます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

取り組みの柱

3. 地域福祉についての情報伝達と理解の推進

～ みんなが地域福祉について知り、理解をすすめる ～

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

地域福祉の担い手として参加することや、必要なときに支援を受けることは、地域福祉が「わたしたち一人ひとりの生活に関わりがあるものだ」ということを理解し、参加や利用に結びつく情報を得ることから始まるといえるでしょう。

そのために、地域福祉は、「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせを実現するための、わたしたちのだれにも身近な取り組みだということを、みんなが理解するよう学びあう活動や事業を、地域福祉をみんなですすめていくうえでの基本として、積極的に推進していきましょう。

そして、自分に必要な情報を得たり、現在は支援を受ける必要がなくても、今後もよりよい生活を続けていくために、そして、いざというときには的確な支援を受けるために必要な知識を身につけておくよう、一人ひとりが主体的に取り組んでいきましょう。

あわせて、さまざまな情報が、必要な人にきちんと伝わるよう、その人のニーズにあった方法で伝える取り組みをすすめていきましょう。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

（8）情報をきめ細かく伝える取り組みの推進

- ①「広報ねやがわ」等を通じた情報発信のいっそうの充実
- ②情報を的確に伝えるための取り組みの推進

（9）さまざまな場での福祉の学習と話しあいの推進

- ①学校や地域などでの福祉に関する学習や話しあいの機会の充実
- ②心のバリアフリーをすすめる取り組みの推進

(8) 情報をきめ細かく伝える取り組みの推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

地域で安心して心豊かに暮らしていくために必要な情報を、幅広い層のさまざまなニーズをもつ人たちにきめ細かく伝えていくよう、多様な手法やつながりを活かして取り組みましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①「広報ねやがわ」等を通じた情報発信のいっそうの充実

広報ねやがわ、寝屋川市ホームページ、メールねやがわをはじめ、市が発信する情報媒体を通じた地域福祉や生活に関する情報発信の充実に努めるとともに、音声データを活用するなどの情報のバリアフリー化や、マップ、カレンダーなどの使いやすく、伝わりやすいツールの活用などをいっそう推進します。

そのなかで、多様な世代の市民が地域福祉に関心をもち、一人ひとりが「できること・したいこと」で参加したり、必要なときには適切な相談やサービスなどを利用する意識を広げていくために、伝わりやすいように工夫した情報発信を行っていくよう、各世代の市民などの協力も得ながら取り組みます。

②情報を的確に伝えるための取り組みの推進

情報媒体を使った広範な情報発信とあわせて、必要な人に、必要な情報がよりの確に伝わるよう、地域福祉に関わる多様な機関・事業者・団体などの協力も得て、「人と人のつながり」を活かして伝達していく取り組みを積極的にすすめます。

そのために、団体等に対する情報提供の充実に努めるとともに、説明会などの活動やパンフレットなどのツールづくりなどの取り組みに対して、支援を行っていきます。

あわせて、市民が自分自身のために主体的に情報を得る意識を高めるよう、地域組織やさまざまな団体などの協力も得て、啓発やはたらきかけをすすめます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

(9) さまざまな場での福祉の学習と話しあいの推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

地域福祉を理解するための学習や話しあいを、学校、地域、家庭、職域など、いろいろなところで、それぞれがつながりをもちながらすすめましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①学校や地域などでの福祉に関する学習や話しあいの機会の充実

福祉の心を育む学習をすすめていくよう、小学校・中学校や幼稚園、保育所などでの福祉教育を、地域組織や当事者団体・活動団体、福祉事業所などの協力も得て、地域の活動や当事者の生活をふまえた実践的な学びとして、いっそう推進します。

また、地域のさまざまな活動をすすめていくなかで、地域福祉についての学習や地域の福祉課題などについての話しあいを行っていくよう、社会福祉協議会などとも連携して推進していきます。

②心のバリアフリーをすすめる取り組みの推進

福祉に関する学習、話しあいや、地域でのさまざまな活動を通じた交流などを通じて、支援が必要な人たちの生活の状況や課題を知り、共感して支えあう気持ちを広げていくよう、当事者団体や支援者などと協力して、心のバリアフリーをすすめる取り組みを推進します。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

取り組みの柱

4. 地域福祉をすすめるつながりづくりの推進

～ いざというときにも支えあえる、信頼できるつながりづくりをすすめる ～

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

地域の力をあわせてすすめる地域福祉の土台となるのは、地域のさまざまな人や組織などの「つながり」です。しかし、人々の生活や価値観が多様化し、プライバシーに対する意識も高まっているなかで、以前のようにみんなが一元的に、ひとつにつながっていくことは、難しくなっています。

こうしたなかで、安心して安全な暮らしをまもっていくうえでの条件のひとつとして、多様なネットワークを組みあわせていくことで、災害などの緊急時に的確に支援しあえるつながりをつくっていくよう、身近な地域を基盤としながら、さまざまな団体・機関・事業者などが協力して、取り組んでいきましょう。

もちろん、安全の面だけでなく、ふだんからふれあいのあるあたたかい地域で暮らすことは、わたしたちの多くが望んでいることです。また、緊急時のネットワークも、そうした日常のつながりがあってこそ、より効果的なものになります。地域福祉を切り口にしてお互いの理解と関わりを深めていくことを通じて、これまで関わりがもちにくかった人なども包み込んでいける、身近な地域での新たなつながりづくりをすすめていきましょう。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

(10) 身近な地域でのつながりづくりの推進

- ① つながりとふれあいのある地域づくりの推進
- ② 支援が必要な人を見守り支える地域のつながりづくりの推進
- ③ 人々がふれあえる場づくりの推進

(11) 災害時などに的確に支えあえるネットワークづくり

- ① 緊急時に的確に支援しあえるしくみづくり
- ② 緊急時の対応をすすめるための情報共有のしくみづくり

(10) 身近な地域でのつながりづくりの推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

市民一人ひとりが福祉の心もち、身近な地域で「さりげなく気にかけてあげる」やさしいつながりづくりをすすめましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

① つながりとふれあいのある地域づくりの推進

だれもが安心して心豊かに暮らし、楽しく子育てができる地域の環境をつくっていくために、お互いに理解し、福祉の心をもって支えあえるつながりとふれあいのある地域づくりを、自治会、老人会、婦人会、子ども会などのさまざまな地域組織が中心となり、地域福祉に関わるさまざまな機関・団体などが協力してすすめていくよう、地域の状況にあった主体的な取り組みを支援します。

また、地域のつながりを活かして、子どもや高齢者、障害者などの弱い立場の人を犯罪から守る安全・安心のまちづくりをすすめていくよう、あわせて推進します。

② 支援が必要な人を見守り支える地域のつながりづくりの推進

高齢化の進行にともなって、これからも急速に増加する認知症の人や判断能力が十分ではない人などをはじめ、地域で生活していくうえで見守りや支援が必要な人が、安心して暮らせる環境をつくっていくために、できるだけ多くの市民が疾病や障害の特徴や対応のしかたなどについて理解し、見守りや必要な支援を行っていく取り組みを、地域組織や支援に関わる機関・団体等と連携して推進します。

③ 人々がふれあえる場づくりの推進

地域で取り組まれている高齢者や子育て支援のサロン活動や、子どもの居場所や遊び場、同じ課題をもつ人などのつどいの場など、人と人とがふれあい、つながっている場を増やしていくよう、地域組織やさまざまな団体、福祉事業者などの多様な取り組みを支援します。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

(11) 災害時などに的確に支えあえるネットワークづくり

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

災害などの緊急時に、地域で的確に支えあえるしくみづくりをすすめましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①緊急時に的確に支援しあえるしくみづくり

災害や救急などの緊急時に自分や家族だけでは適切な対応が難しい人などを、身近な地域の人などが支援できるように、支援が必要な人やその内容などの把握と、できるだけ具体的な支援体制づくりを、自主防災組織のもとで自治会や民生委員児童委員、校区福祉委員会等が連携してすすめていくよう支援します。

また、より専門的な支援が必要な疾病や障害のある人などの支援体制や避難所の確保、災害時の支援活動を行うボランティアセンターの設置などについて、専門機関や事業者などの協力を得ながら検討、推進します。

あわせて、災害の予防や発生時の対応などに関する学習や、万一に備えた訓練などを、地域組織やさまざまな団体、事業者等と連携して推進します。

②緊急時の対応をすすめるための情報共有のしくみづくり

災害や救急などの緊急時に的確な支援を行ううえで、連絡先や医療・生活支援などに関する情報を把握できるしくみをつくっていく必要があります。

そこで、地域福祉をすすめるための個人情報管理・活用していくための取り組み(p.45)のひとつとして、避難などに支援が必要な高齢者・障害者を対象として、本人の同意のもとに作成している災害時要援護者台帳を、自主防災組織を通じて地域で共有し、日常的なつながりづくりをすすめながら緊急時に的確に支援できる体制をつくっていくよう、自治会や民生委員児童委員、校区福祉委員会、当事者団体などと連携して推進します。

また、情報を地域で共有されることを望まない人などへの支援も行っていけるよう、緊急時に情報を伝えるためのツール（緊急連絡先カードなど）の活用や、当事者団体、支援団体・事業者などを通じたつながりづくりなど、多様な方法での取り組みを検討、推進していきます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

取り組みの柱

5. 地域福祉の担い手づくりの推進

～ 地域福祉の担い手づくりと、協働できるネットワークづくりをすすめる ～

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

地域福祉をすすめるうえで鍵となるのは、なんといっても、さまざまな取り組みを主体的に担っていく一人ひとりの「人」です。寝屋川市でも多くの人に参加し、さまざまな活動が取り組まれています。参加している人の層には偏りもみられ、「担い手の高齢化」なども起こっています。ますます増加している生活の困りことに対応していくためには、もっと多くの人に参加し、多様な活動をすすめていくことが必要です。

日常のちょっとした行動や、ほんの少しの心遣いなどであっても「できること・したいこと」で参加していくように、そして、みんなに呼びかけ、つないだりまとめていくリーダーやコーディネーターの役割を担ってくれる人を増やしていくように、さまざまな世代の、多彩な経験・特技や思いをもつ地域の人材に、呼びかけていきましょう。

あわせて、「プロ」として福祉の仕事を担当し、わたしたちの生活を支援する人を増やしていくよう、市民も応援して取り組んでいきましょう。

そして、地域福祉を担っている人や団体どうしが協働し、それぞれの力を組みあわせて、より効果的な活動をすすめていくよう、担い手のネットワークづくりをすすめていきましょう。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

(12) 多様な地域福祉活動の場づくりと参加の呼びかけの推進

- ①多様なニーズに応じた活動づくりの推進
- ②有償による支えあい活動の推進
- ③専門家によるボランティア活動の推進
- ④幅広い層の人たちへの効果的な呼びかけの推進
- ⑤担い手を増やしていくための学習機会の充実
- ⑥担い手のネットワークの充実

(13) 福祉の仕事を担当する人材の確保への支援

- ①福祉の仕事に就く人を増やすための取り組みの推進

(12) 多様な地域福祉活動の場づくりと参加の呼びかけの推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

さまざまな年齢層や生活様式、関心などに対応した、多様な地域福祉活動をつくり、参加の呼びかけやきっかけづくりをすすめてみましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①多様なニーズに応じた活動づくりの推進

市民の多様なニーズに応じた地域福祉活動が主体的に広がっていくよう、相談支援やサービス提供などを通じて見えてきた課題やニーズを、このプランを推進するしくみ（p. 67）などを通じて共有していくなかで、みんなで考えながら新たな活動を開発していく取り組みを推進します。

また、地域福祉活動のメニューのひとつとして、保健福祉などの各種事業を市民の参加を得て協働して実施していくよう、関係団体等の協力も得ながら推進します。

②有償による支えあい活動の推進

ボランティア活動は「対価を求めずに自主的に行う」という意味で、多くは無償の活動として行われてきました。しかし、高齢化が進行し、地域で生活していくうえでのちょっとした困りごとを支援しあう活動へのニーズが高まっているなかで、主体性のみで頼って十分な担い手を確保していくことは、難しくなっています。また、無償で支援を受けることを負担に感じる人もおり、会員制度などによる有償での支えあいの活動が徐々に広がってきています。

こうした状況をふまえ、賃金にはあたらない低額の「有償サービス活動（謝礼ボランティア）」、事業として取り組む「社会起業」や、「地域通貨」を活用した取り組みなどの有償による支えあいの活動を、活動を推進している団体や社会福祉協議会等と協力して広げていくよう、市民の理解を得るための啓発・情報発信や、効果的な運営のための支援などをすすめます。あわせて、有償のサービスが利用しにくい人を支援するしくみを、地域福祉活動を支援する財源の確保（p. 58）の取り組みとも関連づけながら検討します。

③専門家によるボランティア活動の推進

専門家が職業上の知識・スキルや経験を活かして社会貢献する「プロボノ」というボランティア活動が広がってきています。こうした活動は、地域の多様なニーズに対応し、個別の具体的な支援や問題解決をすすめていくうえでも非常に大きな役割が期待され、いっそう推進していくよう、関係団体や事業者等とも連携して取り組みます。

また、市の職員も職能を活かしたり、地域に関わる一員として地域福祉の活動に積

極的に参加するよう、市としても推進方策を定めながら取り組みます。

④幅広い層の人たちへの効果的な呼びかけの推進

地域福祉活動は、子どもから高齢者の方まで、さまざまな世代の人たちに取り組みられていますが、全体としてみると若い世代の参加はあまり多いとは言えません。学業や仕事、子育てなどで忙しいなどの状況もありますが、その世代ならではの能力を活かした活動などに少しでも参加し、福祉を身近に感じてもらうことも重要です。

また、地域福祉の活動は「お互いさま」の意識で、だれもが担い手にも受け手にもなることで、みんなで取り組んでいけるものになります。支援を受けることが多い立場の人も、その人の存在が地域の福祉をすすめていく力になることをはじめ、その人らしさを発揮できる役割を担いながら、いっそう参加していくことが期待されます。

世代や生活の状況などによって、関心がある地域福祉のテーマや情報を得るルートなどが異なっていることにも配慮し、幅広い層の人に効果的な参加の呼びかけを行っていくよう、各世代の市民や当事者団体などの協力も得ながら、啓発や多様な活動についての情報提供などをすすめます。

⑤担い手を増やしていくための学習機会の充実

地域福祉活動に必要な知識や技術などを身につけたり、活動への関心を高め、参加のきっかけとなる講座などの学習機会を、保健福祉や生涯学習、市民活動支援などの各種事業とも関連づけながら、幅広い世代や関心に対応するよう実施していきます。

また、市民・団体等が実施する学習活動に、多くの人に参加できるよう支援します。

あわせて、活動のリーダーやコーディネーターの役割を担う人材を増やしていくための研修の機会なども、社会福祉協議会や関係団体等と協力して提供していきます。

⑥担い手のネットワークの充実

地域福祉活動に参加する人や団体などが協働し、寝屋川市全体として、より効果的な活動が展開していけるよう、社会福祉協議会を中心とした「地域福祉のプラットフォーム」(p.69)を充実していくよう支援することなどを通じて、担い手のネットワークづくりを推進します。

また、そうしたネットワークを活かした具体的な協働の活動や事業などが、いっそう推進されるよう支援します。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

(13) 福祉の仕事を行う人材の確保への支援

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

福祉の仕事に就く人を増やしていくように、みんなで支援しましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①福祉の仕事に就く人を増やすための取り組みの推進

介護や支援を必要とする人が急激に増えているなかで、担い手となる人材の確保が大きな課題となっています。福祉は人と人が関わるたいへんやりがいのある仕事ですが、その反面の負担もあります。また、処遇も必ずしもそうした負担に見合うものとはいえない場合があります、定着や新たな担い手の確保が難しい状況があります。

福祉従事者が確保され、安定して就業することは、市民が質の高いサービスを利用できるうえでも重要ですので、福祉従事者の処遇を改善していくための要望を、市民の理解も得ながら、事業者等と協力して、国などに対して引き続き行っていきます。

また、福祉の仕事に対する市民の理解を深めることでやりがいを高めたり、福祉の仕事の魅力を知って福祉事業所などへの就職をめざす人を増やしていくよう、市民の理解を広げるための啓発や情報、学習機会の提供などの取り組みを、事業者の団体や社会福祉協議会などとも協力してすすめます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

取り組みの柱

6. 地域福祉活動への支援の充実

～ 地域福祉活動を応援する取り組みをすすめる ～

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

地域福祉の活動は、一人ひとりの市民や団体などが主体的な意思で取り組んでいくものであり、強制的にすすめていくものではないということは当然の原則です。しかし、活動への参加の呼びかけや、活動しやすくするための条件づくりは、公の責任も含め、みんなですすめていかなければいけません。また、具体的な活動は担えなくても、活動を応援することは地域福祉に参加する大事な方法のひとつですので、そうした面での参加のしくみづくりなども含めて、幅広い支援の取り組みをすすめていく必要があります。

地域福祉活動への支援を効果的に行っていくうえでは、地域に根ざした資源をいかに活用するかが大きなポイントになります。地域にはさまざまな拠点や支えてくれる人材、目的が理解されれば協力が得られる財源など、たくさんの資源があります。

これらを効果的に活用していくために、幅広い人たちの地域福祉への理解を深めながら、みんなで活動を応援する取り組みをすすめていきましょう。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

(14) 地域の資源を活かした地域福祉活動への支援の推進

- ①地域の資源を活かした活動拠点の充実
- ②地域福祉活動を支援する財源の確保
- ③地域福祉活動に対する専門的な支援（コミュニティワーク）の充実

(14) 地域の資源を活かした地域福祉活動への支援の推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

地域福祉活動の「拠点」や活動に必要な「財（資材、お金、ネットワークなど）」を、地域の資源を活かして創り出し、増やしていきましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①地域の資源を活かした活動拠点の充実

地域の資源を活かして、身近に利用できる地域福祉活動の拠点を充実していくよう、活動している団体などと連携し、地域組織や福祉サービスを提供している事業者をは

はじめとする多様な事業所などの協力も呼びかけながら、利用できる場所や施設などの発掘と確保に取り組みます。

また、それらの場所や施設を地域福祉活動の拠点として活用するうえで、だれもが利用できるようにするために、バリアフリー化などの整備が効果的にすすめられるよう、支援の方策を検討します。

②地域福祉活動を支援する財源の確保

地域福祉活動を支援する財源として、共同募金をより効果的に活用していくよう、配分先の拡充を図っていきます。また、共同募金の成果についての評価を的確に行い、広報を強化するなど、市民の理解を深める取り組みをすすめ、いっそうの協力を呼びかけていきます。

あわせて、「寄付」の活動を、地域福祉に参加するひとつのかたちとして広げていくよう、より気軽に協力できる募金のしくみや、その受け皿として、地域福祉活動を支援するための新たな基金などのしくみづくりについても検討するとともに、「寄付文化」を広げていく条件整備としての税制のあり方の検討などを、関係団体等と協力して、国などに要望していきます。

市が行っている地域の活動に対する助成事業についても、成果の的確な評価などを行いながら、より効果的な支援ができるよう推進していきます。こうした取り組みは、地域の活動などに対する各種助成制度をいっそう効果的に活用されるものにしていくよう、「(仮称)地域協働協議会」づくりの取り組み (p. 69) とも連動させて検討していきます。

③地域福祉活動に対する専門的な支援（コミュニティワーク）の充実

地域福祉活動を推進していくうえでは、市民の主体性を高めながら、活動の組織化や活動している人へのサポートなどの専門的な支援（コミュニティワーク）の役割も非常に重要であり、不可欠なものです。こうした取り組みは、社会福祉協議会のコミュニティワーカーをはじめとする専門職によって担われており、より効果的な支援を行うために、体制の充実や援助技術のレベルアップを図っていくよう、連携して推進します。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

取り組みの柱

7. 権利擁護や虐待防止のための取り組みの推進

～ 一人ひとりの権利を尊重し、虐待などを起こさせないまちづくりをすすめる ～

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

地域福祉の目標である一人ひとりの「その人らしい生活」の支援をすすめていくうえで、弱い立場に置かれがちな人の権利が尊重され、まもられることは、まず、その基本となることです。しかし、現実には、さまざまな差別や、子ども・障害者・高齢者などへの虐待、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）などの暴力、高齢者や判断能力が十分ではない人などの消費者被害など、権利侵害にあたるさまざまな事象は、増えてきているのが実情です。

だれもが安心して心豊かに暮らしていくために、弱い立場に置かれがちな人たち自身の力を引き出し、高めながら、地域の力をあわせて権利擁護をしっかり支援するしくみをつくり、みんなで取り組みましょう。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

(15) みんなで連携してすすめる権利擁護支援の取り組みの推進

- ①福祉に関する権利擁護を総合的にすすめる「(仮称)権利擁護支援センター」の設置
- ②日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援の推進
- ③虐待防止や権利擁護に関するネットワークと具体的な対応の充実

(15) みんなで連携してすすめる権利擁護支援の取り組みの推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

だれもが自分らしく暮らすための権利擁護支援や虐待防止の取り組みを、関係機関・団体などが連携し、市民も協力してみんなですすめましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

- ①福祉に関する権利擁護を総合的にすすめる「(仮称)権利擁護支援センター」の設置
弱い立場に置かれがちな福祉の支援を必要とする人々の権利をまもり、判断能力が十分ではない人が必要なサービスを適切に利用しながら安心して生活できるように支えていく「権利擁護支援」を、関係機関等が連携して積極的にすすめていくために、センター的な機能をもつ「(仮称)権利擁護支援センター」を、権利擁護に関する専門

機関・団体や社会福祉協議会などと連携して設置するよう、検討・推進します。

「(仮称)権利擁護支援センター」は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職による権利擁護に関する相談支援や日常的な金銭管理などを支援する事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の利用をすすめるための支援などを実施するとともに、権利擁護に関する啓発や情報提供を行うなど、市民や関係者などの幅広い理解のもとで、権利擁護支援の取り組みを推進していくよう、機能や体制などを検討します。

②日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援の推進

判断能力が不十分な人の権利を擁護し、生活を支援していくための具体的な支援として、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業の利用を促進するよう、必要な人への情報提供や、市民による登録型生活支援員の養成なども含めて実施体制を充実するなど、事業を実施している社会福祉協議会と連携して推進します。

また、成年後見制度の利用を促進するよう、情報提供や利用の支援を充実するとともに、専門職団体等と連携し、市民の参画なども含めた第三者後見人の養成・確保などにも取り組んでいくよう、「(仮称)権利擁護支援センター」の設置とあわせて推進します。

③虐待防止や権利擁護に関するネットワークと具体的な対応の充実

高齢者・障害者・児童などに対する虐待や権利侵害などの防止、早期の発見や適切な対応をいっそう推進していくために、幅広い関係機関・団体や地域組織などの参加を得て、分野を超えたネットワークを充実するよう、「(仮称)権利擁護支援センター」づくりともあわせて、連携して取り組みます。

また、そうしたネットワークのもとで、虐待の解消や養護者支援などの具体的な対応を、より適切かつ効果的に行っていくよう、事例の蓄積などを行いながら、寝屋川市の状況に応じたしくみやマニュアルづくりに取り組み、効果的な実践をすすめていきます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

取り組みの柱

8. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

～ だれもが生活しやすいユニバーサルデザインの生活環境づくりをすすめる ～

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

だれもが生活しやすい環境づくりのために、「ユニバーサルデザイン」(※)の考え方が広まり、まちづくりにおいても重視されてきています。

寝屋川市は人口密度が高く、密集した市街地などでは狭い道路なども多く残されています。また、丘陵地では坂道なども移動のバリアになります。こうした条件のなかで、地域で生活していくうえでの基盤として、だれもが生活しやすいまちの環境づくりを効果的にすすめていくよう、道路や建築物などの改善をまちづくりの取り組みのなかで配慮してすすめていくとともに、市民のマナーや思いやりの気持ちなどでも補いながら、みんなで工夫して取り組んでいきましょう。

また、地域とつながりをもって生活していくうえで不可欠な移動支援をすすめるとともに、できるだけ身近な地域のエリアで、生活に関するさまざまなサービスが利用できる、コンパクトで便利なまちづくりをすすめていきましょう。

(※)「ユニバーサルデザイン」とは、年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるように、最初から、まちや施設、製品、環境などをデザインすることです。たとえば、目が不自由な人に配慮して階段の端をわかりやすい色にすると、みんなが安全に利用できます。シャンプーとリンスを区別するための突起は触っただけでわかるので便利ですし、だれでもわかるように文字の代わりに絵で表した案内板など、身近なところにもたくさん見られます。また、最近では、ものや施設などのハード面の改善だけでなく、一人ひとりのやさしさと、まわりの人たちを気づかう「心のユニバーサルデザイン」の大切さも注目されています。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

(16) だれもが生活しやすい地域の環境づくり

- ①都市施設や建築物のバリアフリー化の推進
- ②市民の理解やマナーを高める取り組みの推進
- ③日常生活圏域に配慮したまちづくりの推進
- ④公共交通や移動を支援するサービスの充実

(16) だれもが生活しやすい地域の環境づくり

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

道路や建築物などのハードの面の整備と、マナーや思いやりなどのソフトの面での配慮、移動しやすく身近な地域で便利に暮らせるまちづくりなどを組みあわせながら、だれもが生活しやすい地域の環境づくりをすすめましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①都市施設や建築物のバリアフリー化の推進

道路、公園や公共施設などをだれもが利用しやすくしていくように、新設する施設はユニバーサルデザインに配慮して整備を行います。また、既存の施設等についても、優先的にすすめる場所などを検討しながら、まちづくりの取り組みと連動させて、効果的にバリアフリー化を推進していきます。

これらの取り組みは、ニーズに応じた整備ができるよう市民や当事者の協力を得ながらすすめていくとともに、他の地域での取り組みにつながるモデル地域として展開するなど、効果的に推進していきます。

また、こうした取り組みの情報発信なども行いながら、民間の建築物等のバリアフリー化を推進していきます。

②市民の理解やマナーを高める取り組みの推進

道路や建築物などをバリアフリー化しても、駐車や駐輪、物品の放置などで利用しにくくなっている場合も少なくありません。こうした問題をなくし、さらに、思いやりの気持ちで手助けなどが自然にできるようにしていくために、市民の理解とマナー、具体的な支援についての知識などを高めていくための啓発や、福祉教育を通じた学習などを推進します。

あわせて、子どもや高齢者、障害者などの交通事故を防ぐよう、交通安全に対する意識や知識、行動の特性をふまえた対応方法などへの理解を深めるよう、啓発や学習などを推進します。

③日常生活圏域に配慮したまちづくりの推進

できるだけ身近なところで公共サービスや生活に関するサービスなどが利用できるなど、便利に生活できる環境をつくっていくために、日常生活圏域（コミュニティセンターエリア）に配慮して公共サービスを提供できるよう、検討・推進していきます。

あわせて、生活に関するさまざまなサービスの提供や、まちづくりに関する活動なども、日常生活圏域に配慮することで市民の生活により密着したものとなるよう、地域福祉の視点に立って、事業者や地域の団体等に呼びかけていきます。

④公共交通や移動を支援するサービスの充実

社会に参加し、地域とつながりを持ちながら生活できるよう、公共交通のルートの整備や公共交通施設のバリアフリー化を、事業者等と連携して推進します。

また、公共交通と連動しながら、高齢者や障害者などの移動を支援するサービスについても、事業者や団体等と連携して充実していきます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

9. 健康と生きがいづくりの推進

～ 市民一人ひとりが“元気都市”を実現する健康と生きがいづくりをすすめる ～

《みんなで推進していくうえでの視点と目標》

市民一人ひとりが元気に、健康で生きがいをもって暮らしていくことは、寝屋川市がめざすまちづくりの目標である「元気都市」の基礎となるものであり、また、地域福祉をすすめていくうえでも不可欠な条件のひとつです。

健康づくりは、市民一人ひとりが主体的な意識をもって取り組んでいくことですが、意識はあってもなかなか実践できない人も少なくありません。「みんなで元気都市をつくっていく」ことをめざして協力して取り組むよう、人と人のつながりを大切にしながら支援しあっていきましょう。

また、生きがいをもって暮らすための条件ともなる社会参加の場を増やし、誰もが参加しやすい条件や参加を支援するしくみをつくっていくよう、さまざまな機会や地域の資源を活かして取り組みましょう。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

(17) 市民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進

- ①主体的な健康づくりの推進
- ②こころの健康づくりの推進
- ③地域に密着した医療体制づくりの推進

(18) だれもが生きがいをもって暮らしていくための参加の場づくり

- ①社会参加や就労に対する支援の充実
- ②まちづくりにおける参加と協働の推進

(17) 市民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らす「元気都市」をみんなで作っていくよう、こころとからだの健康づくりに主体的に取り組みましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①主体的な健康づくりの推進

市民一人ひとりが、個人、家庭、地域、学校、職域などのさまざまな場面で、「運動」、「栄養」、「休養」、「禁煙」、「定期的な健診受診」を心がけながら主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう、保健福祉や生涯スポーツなどをはじめとする、さまざまな事業を通じて支援します。

そのために、「健康づくりプログラム」をみんなで健康づくりをすすめる共通目標とし、全市的な取り組みとして推進していきます。

また、「食育推進計画」に基づいて食育を推進していくよう、各年代の市民の取り組みを支援していきます。

②こころの健康づくりの推進

社会がめまぐるしく変化していくなかで、「こころの健康づくり」がいつそう重要な問題となってきています。また、全国で毎年3万人を超える自殺の防止をすすめるうえでも、地域福祉の視点で取り組んでいくべき大きな課題のひとつです。

こころの健康を保ち、また、問題に気づいたときには早期に適切な対応ができるようにしていくために、市民一人ひとりがこころの病気などについての理解を深め、健康な生活習慣づくりをすすめるとともに、情報提供や相談などに的確につながる支援体制を充実していくよう、医療機関等とも連携して取り組んでいきます。

③地域に密着した医療体制づくりの推進

だれもが必要な医療を適切に受けられる地域に密着した医療体制をいつそう充実していくよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して、推進していきます。

そのなかで、かかりつけ医・歯科医・薬局の取り組みを支援し、日常的な健康管理や健康づくりを推進していきます。

また、市民の健康を支えるしくみのひとつである国民健康保険制度を、より健全に活用していくことへの理解をすすめることも通じて、健康の保持・増進に心がけたり、医療を適切かつ効果的に利用する意識をいつそう高めていくよう、取り組みます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

(18) だれもが生きがいをもって暮らしていくための参加の場づくり

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

だれもが「その人らしい方法」で社会に参加し、生きがいをもって暮らせるよう、活動や就労の場を増やしていきましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①社会参加や就労に対する支援の充実

だれもが社会に参加し、生きがいをもって暮らすことができるよう、特に社会とのつながりが少なくなりがちな人、生活に支援や介護が必要な人などに視点をあてて、社会参加の場づくりや参加を支援する取り組みを、保健福祉や生涯学習などの事業とも関連づけながら、地域のさまざまな取り組みと協働して推進します。

また、就労を通じた社会参加を希望する人のニーズに対応できるよう、福祉的就労や社会起業なども含めた多様な働き方ができる場づくりを、事業者や関係団体等とも連携してすすめていきます。

②まちづくりにおける参加と協働の推進

寝屋川市では「みんなのまち基本条例」(※)を定め、市民の主体的な参加と協働によるまちづくりを推進しています。

地域福祉は、市民の参加と協働が特に強く求められる分野であり、この計画に掲げるそれぞれの事業を市民の参加と協働のもとですすめていくよう、「みんなのまち基本条例」をふまえて積極的に取り組みます。

(※)「みんなのまち基本条例」とは、市民参画・協働のまちづくりを推進するために、寝屋川市における自治の基本的な理念と原則、市のまちづくりのしくみやルールを決めたものです。「市民がまちづくりの主役である」と「市民、議会、行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組む」ことを基本理念とし、市民相互や市民と行政との協働関係、まちづくりを行う主体である市民、議会、行政の役割や責務、行政運営の原則、条例に実効性を確保するための規定などを定めています。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

取り組みの柱

10. 地域福祉をみんなですすめるしくみづくり

～ 地域福祉をみんなで話しあってすすめるための協議と協働のしくみをつくる ～

《みんなですすめていくうえでの視点と目標》

この「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」は、市、関係機関や団体、事業者、そして市民一人ひとりが「できること・したいこと」で取り組んでいくことを基盤としながら、みんなで役割を分担し、協力しあうことで、寝屋川市の地域福祉を、より効果的にすすめていくことをめざしています。

この取り組みを着実にすすめていくために、地域福祉に関わるみんなが「思い」をもちより、お互いに共有しながら話しあう場や、それぞれの力を活かして協力して取り組んでいくしくみを、さまざまな課題に応じてつくり、多くの人たちに呼びかけて広げながら取り組んでいきましょう。

《重点的にすすめる活動・事業》

《活動・事業の体系》

(19) 地域福祉計画を着実に推進するしくみづくり

- ① 「(仮称)地域福祉計画推進評価委員会」を中心とする計画推進のしくみづくり
- ② 分野別計画との一体的な推進
- ③ 各々の主体の取り組みをすすめるための検討や協議の推進
- ④ 広域的な取り組みの推進

(20) 地域福祉をみんなですすめる協働と連携の場（プラットフォーム）の充実

- ① 社会福祉協議会や校区福祉委員会の「地域福祉のプラットフォーム」としての機能の充実
- ② 多様な協議と協働の場づくり
- ③ 「(仮称)地域協働協議会」と連動した取り組みの推進

(19) 地域福祉計画を着実に推進するしくみづくり

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

地域福祉計画を、役割を分担しながら着実に推進していくしくみを、みんなが参加してつくりましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

- ① 「(仮称)地域福祉計画推進評価委員会」を中心とする計画推進のしくみづくり
地域福祉計画を推進するうえでの中心的な組織として、市民や地域福祉に関わる団

体、関係機関の代表などで構成する「(仮称)地域福祉計画推進評価委員会」を設置し、計画全体の推進方策の検討や、進捗状況の点検・評価、必要に応じた計画の見直しなどを定期的に行います。

また、「(仮称)地域福祉計画推進評価委員会」での協議をふまえて、計画に掲げた個々の事項を推進していくために、テーマごとに協議を行う「ワーキンググループ」や、個別の活動・事業を具体的に推進していくための検討・実施を行う「プロジェクトチーム」などを設置し、関係する団体や機関などの参加のもとで随時協議を行いながら、取り組みをすすめます。

また、これらの組織が的確に運営されるよう、関係部局や社会福祉協議会などと協力して、計画推進の事務局機能をつくります。

②分野別計画との一体的な推進

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」は寝屋川市の「保健福祉のマスタープラン」であり、保健福祉分野をはじめとする地域福祉に関わりのある個別計画を、このプランの理念と方向性をふまえ、整合性をもって策定・推進するよう、プランを推進していくための事務局体制も活かしながら、関係部局が連携して取り組みます。

③各々の主体の取り組みをすすめるための検討や協議の推進

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン」は、市、福祉に関する機関や事業者、地域で活動している団体、市民一人ひとりなど、地域福祉に関わるみんなが、それぞれの役割を担いながら、協力して推進していきます。

そのために、このプランの「取り組みの柱」などに沿って、各々が取り組んでいくこと（「活動・事業を実施していくためのプラン」）を考え、みんなで持ち寄って話しあいながら協力して取り組む場づくりなどを、「多様な協働と協議の場づくり」（p.69）の取り組みにあわせて、広く呼びかけながら推進します。

④広域的な取り組みの推進

このプランには、寝屋川市の地域福祉をすすめていくうえで、市域における取り組みとあわせて、周辺の自治体や大阪府、国などと連携した取り組みが必要な事項も含まれています。こうした課題に対して、寝屋川市の状況をふまえながら広域的な対応をすすめていくよう、市、関係機関・団体などのネットワークも活かしながら呼びかけ、取り組んでいきます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]

(20) 地域福祉をみんなですすめる協働と連携の場（プラットフォーム）の充実

【それぞれが役割を分担し、協働して取り組んでいく方向】

「地域福祉をみんなですすめる協議と連携の場（プラットフォーム）」を地域や課題ごとにつくり、多くの人に呼びかけて広げていきましょう。

【市民・団体・事業者・関係機関などと連携して、市が先導的に推進すること】

①社会福祉協議会や校区福祉委員会の「地域福祉のプラットフォーム（みんなが集まる場）」としての機能の充実

地域福祉は多くの人の参加と協働によって成り立つものであり、みんなが集まり、話しあいながら協力していける場を広げていくことが、重要な意味をもちます。

寝屋川市では、社会福祉協議会が市全域、校区福祉委員会が小地域（小学校区）において、関係者が集まって地域福祉をすすめるための協議と協働の場（地域福祉のプラットフォーム）としての役割を担っており、こうした機能をいっそう高めていくために、「地域型の活動」と「テーマ型の活動」の連携や、地域と事業者の協働など、これまで以上に幅の広い参加をすすめるよう、支援します。

②多様な協議と協働の場づくり

このプランを推進していくうえでも、個々の課題や活動・事業ごとに話しあいを行い、分担・協働してすすめていくことが不可欠です。

課題などに応じて幅広い関係者が参加するさまざまな話しあいと連携の場をつくっていくよう、プランの推進のしくみづくり（p. 67）と関連づけて推進します。

③「（仮称）地域協働協議会」と連動した取り組みの推進

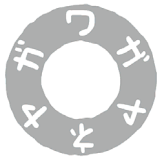
寝屋川市では、地域のさまざまな団体などが協働して地域課題の解決に取り組むために、多様な活動団体などが結集する「（仮称）地域協働協議会」の形成に向けて、調査、研究や意見集約をすすめることとしています。

この取り組みは、地域福祉とも大きく関係するものであり、これまでの地域福祉の取り組みの成果を活かしつつ、生活のさまざまな場面につながるより幅の広い取り組みとして発展させていくよう、連動を図ってすすめていきます。

【あなたやあなたが所属している団体などが「できること・したいこと」】

[

]



資 料

計画策定の経過

- 平成22年**
- 1月14日 保健福祉部内計画担当者連絡会議を開催
 - 2月26日～3月17日 市民・校区福祉委員アンケート調査を実施
 - 7月12日～7月15日 保健福祉部内地域福祉計画進捗状況ヒアリングを実施
 - 7月30日 地域福祉計画策定検討委員会（第1回）を開催
 - 9月24日 地域福祉計画策定検討委員会（第2回）を開催
 - 10月7日 保健福祉部内計画担当者連絡会議を開催
 - 10月29日 地域福祉計画策定検討委員会（第3回）を開催
 - 11月19日 地域福祉計画策定検討委員会（第4回）を開催
 - 12月8日 保健福祉部内計画担当者連絡会議を開催
 - 12月17日 地域福祉計画策定検討委員会（第5回）を開催
- 平成23年**
- 1月19日 保健福祉部内計画担当者連絡会議を開催
 - 2月1日～2月28日 パブリックコメントを実施
 - 2月16日 ワークショップを開催
 - 2月28日 保健福祉部内計画担当者連絡会議を開催
 - 3月 第二次寝屋川市地域福祉計画を策定

寝屋川市地域福祉計画策定検討委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市における総合的な地域福祉の推進について意見を交換し合う場としての寝屋川市地域福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について論議する。

- (1) 寝屋川市地域福祉計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月26日から施行する。

(委員の任期についての特例)

2 この要綱の施行後最初に委嘱を受けた委員の任意については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

公募による市民
学識経験を有する者
ボランティア団体構成員
老人福祉施設経営者
NPO団体構成員
障害者団体構成員
寝屋川市医師会会員
寝屋川市民生委員・児童委員
高齢者団体構成員
寝屋川市社会福祉協議会構成員
大阪府寝屋川保健所職員
大阪府中央子ども家庭センター職員

備考 別表において、「NPO団体」、「障害者団体」又は「老人福祉施設」とは、寝屋川市の区域内に主たる事務所を有するNPO団体、障害者団体又は老人福祉施設をいう。

寝屋川市地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	団体名等	備考
江口 啓子	大阪府中央子ども家庭センター	
尾崎 こず恵	一般公募市民	
越智 秋夫	寝屋川市老人クラブ連合会	
白川 清曠	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会	
中澤 康代	大阪府寝屋川保健所	
藤本 英祐	登録ボランティアグループ わくわく未来塾	
榊田 理	社団法人寝屋川市医師会	副委員長
丸山 久雄	寝屋川市障害者団体協議会	
三原 正剛	一般公募市民	
三和 清明	特定非営利活動法人寝屋川あいの会	
山田 和広	社会福祉法人栄光会 寝屋川十字の園	
山本 隆	関西学院大学人間福祉学部	委員長
山谷 敬子	寝屋川市民生委員児童委員協議会	

寝屋川市地域福祉計画（第一次計画）のふりかえりと 第二次計画の課題

「第二次寝屋川市地域福祉計画」の策定にあたり、第一次計画の成果と残された課題を明らかにするため、市の関係部局や社会福祉協議会における事業の実施状況と、計画策定検討委員会の委員個人や所属する団体・機関等で取り組んだことなどをふりかえり、さらに、市民・校区福祉委員アンケートの結果などもふまえながら、計画の項目に沿って下記のように整理しました。

（１）地域福祉活動

【第一次計画の目標】

だれもがつながりを持ち、共感しあう気持ちを大切にして、主体的に福祉のまちづくり活動に取り組みます

1) 地域福祉の土台となるつながりのある地域づくりをすすめます

- ①地域福祉についての広報や学習・話し合いをすすめます
- ②人々のつながりづくりをすすめます
- ③地域のさまざまな団体のつながりづくりをすすめます

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・地域福祉活動計画（寝屋川ふくし発見プラン）は、住民や団体のよりよいコミュニケーションづくりを中心課題とし、「よりよい話しあい」をするための取り組み（ファシリテータの養成やテキストづくりなど）がすすめられています。
- ・市・関係機関・団体等がさまざまな手段を用いて地域福祉に関する広報や福祉教育を推進しており、「地域で支えあう福祉」の必要性は市民に一定理解されていますが、地域福祉の具体的な中身については、地域福祉計画の内容なども含め、十分に伝わっているとはいえません。
- ・さまざまな団体等が、多様な市民の交流をすすめる活動・事業を積極的に行っていますが、このような活動・事業には関心を示さず参加しない人も多く、地域や家族のつながりの希薄化は、全体としてみればいっそうすすんでいるといえます。また、多様な人々が理解しあう意識づくりや心のバリアフリーの取り組みも、地域のつながりづくりをすすめていくうえでの不可欠な課題です。
- ・寝屋川市では、校区福祉委員会が地域における福祉活動の中核的な組織としての役割を担っており、より多様な人々の参加による、組織や活動のいっそうの広がりが望まれます。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

*地域福祉について「市民一人ひとりが関わる問題」としての理解を推進する → わか

りやすい地域福祉計画をつくる

- *「福祉の心づくり」から、つながりと支えあいのあるコミュニティづくりをすすめる
- *地域と団体・機関等が連携し、「だれもがどこかでつながる」ネットワークをつくる
→「地域型の活動」と「テーマ型の活動」の連携を強化する
- *「地域でみんなが参加して福祉をすすめるプラットフォーム」として、校区福祉委員会の組織・拠点と活動・事業を広げる → 第五次総合計画で検討されている「(仮称)地域協働協議会」とも連動して推進する

2) それぞれの力を活かして、主体的な気持ちで活動に取り組みます

- ①地域に必要な活動に取り組みます
- ②活動している人々が出会い、協力しあえる場をつくります
- ③活動を通じて気づいたことを提言します
- ④健康づくりや生きがいづくりの活動に取り組みます

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・市は「元気アップ介護予防ポイント事業」や「徘徊高齢者発見メール事業」など、市民の参加を得て、協働ですすめる事業を広げています。また、地域ごとの「小地域ネットワーク活動」や、各団体等での地域やメンバーのニーズに応じた主体的な活動・事業も多様にすすめています。
- ・こうした取り組みの成果として、新たに地域福祉活動に参加する人も増えており、健康や生きがいづくりにつながるとともに、福祉への関心や理解も深まっています。
- ・市民として意見を市政に伝えようという意識をもつ人も少なくありませんが、どこに、どのように伝えればよいかなどが、市民にとってはわかりにくい場合があります。
- ・一方で、参加の意欲をもちながら実際の活動にはつながっていない人も多く、活動の担い手の高齢化や一部の人への負担の集中といった状況もみられることから、一人ひとりの状況に応じて、気軽に活動できるしくみやきっかけづくりを、積極的にすすめていく必要があります。
- ・地域生活における福祉的な支援のニーズは多様化しており、制度だけでは対応できないものも増えていることから、市民・団体等が連携し、一人ひとりのニーズに応じて具体的に支援を行う活動や、それらの制度化を促進していく取り組みなどを、いっそう充実していくことが求められています。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- *「だれでも身近にできる活動」をつくり、人から人へ参加を呼びかける
- *地域生活の不安や困りごとを支えあう活動をすすめる → 「ご近所ネットワーク（寝屋川版安心生活創造事業）」を推進する
- *「地域の力で地域のニーズに応える仕事や活動」づくりを支援する → 社会起業や有

償活動などへの支援や連携をすすめる

- * 市民や関係者の意見やニーズを、計画や施策に反映するしくみをつくる → 「地域福祉版の地域自立支援協議会」をつくる

3) 地域福祉活動をすすめるための支援のしくみをつくりま

- ①活動への参加を呼びかけます
- ②活動への理解を深めたり、リーダーをつくる学習をすすめます
- ③みんなで活動をすすめるための拠点をつくりま
- ④活動を専門的に支援する体制を充実ま
- ⑤活動に必要な財源面での支援をすすめます
- ⑥活動に関わる情報のあり方を考えま

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・ 社会福祉協議会や市民活動センターなどの支援機関が中心となって、情報提供や研修、専門的な助言や支援、活動の場や資機材の提供など、地域福祉活動へのさまざまな支援が行われています。
- ・ 地域に密着した活動支援のしくみとして、拠点となる「まちかど福祉相談所」と専門職の「コミュニティソーシャルワーカー」が設置され、地域と連携して活動・事業を展開しています。ただし、これらは市民に十分周知されているとはいえない面があります。
- ・ こうしたしくみを活かして、さらに多くの市民や団体等が地域福祉活動に参加するよう、より幅の広い呼びかけや学習機会の提供、支援の拡大などをすすめていく必要があります。
- ・ 活動の拠点や財源については、地域の資源を効果的に活用していくことが重要であり、市民の理解と参加のもとで、地域福祉への理解を広げながら取り組む必要があります。
- ・ 個人情報保護の考え方が福祉活動がしにくい要因のひとつになっていますが、緊急時の支えあいなども含め、きちんと管理することを前提に必要な情報は地域で共有することを是とする市民も増えており、支援とセットでのしくみづくりが課題となっています。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- * 地域福祉についての理解や福祉の心づくりをすすめるなかで、地域福祉活動の情報提供や参加の呼びかけをすすめる
- * 多様な層の市民が担い手として参加できるしくみやきっかけをつくる → 「その人ができる活動」を地域の課題にコーディネートする
- * 地域福祉活動をみんなですすめるための支援を充実する → コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーなどが連携した支援のしくみをつくる

*地域の多様な資源を活かして、地域福祉活動の拠点や支援（人、もの、お金）のしくみを充実する

（２）地域福祉サービス

【第一次計画の目標】

だれもが地域とつながりを持ち、自立して暮らせるよう支援するしくみへと、地域福祉のサービスを組み替えます

1) 地域での暮らしを支援するサービスを充実します

- ①在宅での生活を支援するサービスをいっそう充実します
- ②高齢者・障害者・子ども施策などの分野間で連携し、効果的なサービス提供をすすめます
- ③一人ひとりの必要に応じて、サービスを組みあわせて支援できるしくみを充実します
- ④地域に密着した小規模多機能の拠点づくりをすすめます
- ⑤介護予防やリハビリテーションの取り組みを充実します
- ⑥生活に関わるさまざまなサービスによる支援をすすめます
- ⑦生活の基盤となる住宅の確保をすすめます

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・福祉に関する各種制度は、より地域福祉を志向したものへと改革されてきています。市ではそうした状況をふまえた分野別計画を策定し、サービスの充実を推進しています。しかし、ニーズに十分に答えきれていないサービスもあり、計画に基づく取り組みをいっそう推進するとともに、インフォーマルなサービスや活動などを組みあわせた、個々のニーズに応じた効果的な支援を充実していく必要があります。
- ・「地域包括支援センター」や「まちかど福祉相談所」など、制度の枠を超えた包括的な支援をすすめる相談支援機関が設置され、分野を超えたケース会議などを通じて関係者が連携して支援する取り組みも広がってきています。そのなかで、従来のサービスでは対応が難しいニーズも表出されてきており、地域のさまざまな主体と連携により新たな資源の開発が課題となっています。
- ・こうした課題への対応をすすめるしくみとして「コミュニティソーシャルワーク」の重要性が高まっており、寝屋川市では「まちかど福祉相談所」にコミュニティソーシャルワーカーを配置していますが、さらに幅広い取り組みをすすめていくよう、他の相談支援機関等とも連携しながら機能や体制の充実を図っていく必要があります。
- ・高齢化や核家族化の進行とあわせて、経済情勢の悪化などにより、経済的な面で生活に困窮する市民も増加していることから、状況に応じた適切な支援を行うとともに、地域の協力も得て、自立に向けた支援のいっそうの充実をすすめることが急務となっています。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- * 分野別計画を連係プレーで推進し、サービスの確保と提供を着実・効果的にすすめる
→ 分野間の縦割りを超えていく
- * 「地域とつながりをもって生活する」ことを支援するサービスや、住まい・生活の環境を充実する → 多様なニーズを把握し、対応するサービスや活動をつくっていく
- * さまざまなサービスや活動を網羅し、必要な人が的確に利用できるしくみをつくる
→ わかりやすいサービス体系をつくり、一覧できるようにする
- * 「暮らしと自立を支えるしくみ」について、みんなで考える → 経済的生活困窮者の自立支援や、就労の支援に取り組む

2) 元気都市に向けて、健康づくりや生きがいづくりをすすめます

- ① 市民の主体的な取り組みによる健康づくりをすすめます
- ② だれもが地域でのさまざまな活動に参加できるよう支援します

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・ 高齢化の進行ともあいまって、健康や生きがいに関する市民の関心は高く、市・団体等が実施するプログラムへの参加や地域・個人での取り組みが主体的に行われています。しかし、こうした活動に参加しない・できない人との格差が大きくなっている面もあります。
- ・ 一方で、高齢化などによる医療費の増加は、国民健康保険料の高額化等として市民生活にも影響を及ぼし、みんなで考えて取り組むべき課題となっています。
- ・ 雇用状況の悪化によって高齢者・障害者等の就労にも影響が出ており、コミュニティビジネスの推進などによる新たな機会の創出なども含めて、いっそうの取り組みが求められています。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- * 「一人ひとりが健康・生きがいづくりに取り組む元気都市」をめざした市民的な運動を推進する
- * 「暮らしと自立を支えるしくみ」について、みんなで考える → 経済的生活困窮者の自立支援や、就労の支援に取り組む（再掲）

3) 自立を支援するサービスとして地域福祉サービスの質を高めます

- ① 利用者の意見をサービスの向上につなぎます
- ② 事業者や従事者の意識や技術を高めます

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・利用者本位の福祉サービスにしていくための権利擁護や苦情対応の取り組みは一定すすんできています。また、福祉サービスの事業者・従事者や地域福祉活動を行う人たちへの研修も適宜行われていますが、支援を「する」、「される」という関係が残されていたり、支援される側の意識にも問題がある場合もあり、対等な関係で適切な支援ができるよう、いっそうの取り組みをすすめていく必要があります。
- ・質の高いサービスを提供する人材の確保も大きな課題であり、報酬の充実などの制度改善を求めるとともに、福祉の仕事や活動についての市民の理解を広げていくための取り組みもいっそう求められます。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- ＊福祉の仕事への理解を深め、質の高い人材づくりをすすめる
- ＊地域福祉に関する権利擁護をすすめるしくみをつくる → 権利擁護に関する相談支援や担い手づくりなどをすすめる「権利擁護支援センター」の機能を構築する

4) 多様な担い手によるサービス提供をすすめます

- ①地域に密着した多様な担い手との連携をすすめます
- ②民間の柔軟性や専門性を活かした効果的なサービス提供をすすめます
- ③サービスの評価や情報開示を行うしくみをつくります

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・市民活動センター等が中心となって、NPO活動やコミュニティビジネスへの支援が行われており、NPOによるフォーマル・インフォーマルな介護や福祉サービスの提供なども行われています。
- ・地域福祉に関する多様なニーズに対応していくために、より多くの活動が、多様な主体によって展開されるよう支援していくとともに、地域に密着した活動を行っている団体と連携し、それぞれの特長を活かした効果的な取り組みを推進していくことが求められています。
- ・市では、保育所の民営化や福祉施設への指定管理制度の導入などを積極的に推進してきました。これらの成果を検証し、より効果的な事業展開が行われるよう、さらなる検討を行っていく必要があります。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- ＊「地域の力で地域のニーズに応える仕事や活動」づくりを支援する → 社会起業や有償活動などへの支援や連携をすすめる（再掲）

5) 必要な人に適切な支援ができるしくみにするよう、福祉サービスを再構築します

- ①より効果的な事業へと、既存事業の再構築をすすめます
- ②利用者負担のあり方について検討をすすめます

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・福祉に関する各種制度は、より地域福祉を志向したものに改革されているといえ、「施設から在宅へ」という流れのなかでの支援がすすんできています。しかし、住まいや地域の生活環境の状況なども含めて、地域生活を支援するサービスや活動は十分に整備されているとはいえ、地域福祉計画と分野別計画の連携をいっそう強化しながら、取り組みをすすめていく必要があります。
- ・「持続可能なサービス」としていくための利用者負担のあり方については、市民の実情に応じた対応が行われていますが、市民・利用者が納得し、連携して支えあえるしくみとしていくよう、いっそうの検討が求められます。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- *「地域で、地域とつながりをもって生活する」ことを支援するサービスや、住まい・生活の環境を充実する → 多様なニーズを把握し、対応するサービスや活動をつくっていく（再掲）

(3) 地域福祉のしくみづくり

【第一次計画の目標】

だれもが主役となって関わる地域福祉にするために、しくみや環境をつくります

1) 支援が必要な人を適切なサービスや活動につなぐしくみをつくります

- ①きめ細かな情報提供をすすめます
- ②気軽に相談でき、適切な窓口につながるネットワークをつくります
- ③支援が必要な人を発見し、適切な窓口につなぐ取り組みをすすめます
- ④総合的な相談や支援ができる機関をつくります

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・福祉サービスや地域福祉活動に関する情報は、市・関係機関・団体等が広報やホームページ等のメディアを活用したり、メンバーの交流のなかで伝達するよう取り組んでいます。しかし、情報がきちんと得られていないと感じている市民が多く、いざ必要となった場合に適切な相談などがしにくい場合も多いことから、必要とする人に的確に情報が届くよう、多様かつきめ細かな情報発信の取り組みをいっそうすすめていくことが重要な課題となっています。
- ・地域にねざした相談窓口として「地域包括支援センター」、「まちかど福祉相談所」が

コミュニティセンターエリアごとに設置されました。また「障害者相談支援事業」や「地域子育て支援センター」、福祉サービスを提供する事業所での対応など、相談窓口が充実するとともに、民生委員・障害者相談員、団体内でのピアカウンセリングなどの相談活動も行われています。しかし、どこに相談すればよいかかわからなかったり、窓口での対応に不満をもつ市民も少なくないという課題も残されています。

- ・相談機関のネットワークも分野ごとに取り組みされており、今後は分野間の連携をいっそう強化し、地域生活における多様なニーズに、総合的に対応できるしくみを充実していくことが課題です。
- ・すべての新生児を対象とした「こんにちは赤ちゃん事業」は、子育てをする人への情報提供や地域とのつながりづくりに加え、支援を必要とする人を早期に発見する取り組みです。また「まちかど福祉相談所」も住民どうしの話のなかから潜在的なニーズを発見する場となっており、地域に根ざしてニーズを把握し、必要に応じて専門機関等につないでいく取り組みも、いっそうすすめていく必要があります。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- * 地域福祉に関する情報を、必要な人に、その人にあった方法でしっかり伝える → 多様な方法、メディア、人から人への伝達を活かす
- * 一人ひとりが相談しやすく、必要な支援に的確につながるしくみをつくる → 身近な相談窓口と、窓口のネットワークをつくる
- * 地域福祉の視点にたったケアマネジメントのしくみをつくる → 分野や公民の壁を越えて、ニーズに応じた支援をすすめる

2) 一人ひとりの権利擁護を支援するしくみをつくります

①権利擁護を支援するための相談や日常的な支援をすすめます

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・高齢化や核家族化、福祉サービスの地域化が進行するなかで、福祉的な支援を必要とする人の権利擁護はいっそう重要な問題となっており、「地域包括支援センター」等の相談支援機関・専門機関での対応や、成年後見制度、日常生活自立支援事業等を活用した具体的な支援などがすすんできています。
- ・一方で、高齢者・障害者・児童への虐待や権利侵害、ドメスティックバイオレンスなどの問題が多発しており、専門的に対応できるしくみや体制を充実するとともに、地域と連携した早期発見等の取り組みが重要です。今後、ニーズが急増する後見的な支援についても、市民と連携した支援が不可欠となっており、権利擁護に関する支援を総合的にすすめるしくみづくりが求められています。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- * 地域福祉に関する権利擁護をすすめるしくみをつくる → 権利擁護に関する相談支援や担い手づくりなどをすすめる「権利擁護支援センター」の機能を構築する（再掲）

3) 緊急時に対応できるしくみをつくりま

- ① 地域での対応が困難な問題に的確に対応するしくみをつくりま
- ② 緊急時に連絡や支援ができるネットワークをつくりま

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・ 地域で生活するうえで複合的な課題などをもつ「困難ケース」に対して、多くの支援者がケース会議等を通じて連携する取り組みがすすんでいます。こうした個別のケースの成果を積み上げるなかから、多様なニーズに対応できるしくみを構築していくことが課題となっています。
- ・ 災害などの緊急時に支援を必要とする人の情報を共有するための台帳づくりがすすめられていますが、個人情報保護への対応などの問題も残されています。みんなで支えあう地域福祉をすすめていくうえでの個人情報のあり方について、日常的なつながりや支援のしくみづくりなども含めて検討し、推進していくことが緊急の課題です。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- * 災害などの緊急時に、地域で支えあえるネットワークをつくる → 日常的なつながりづくりから
- * 「個人情報の壁」を乗り越えるしくみとコミュニティづくりをすすめる → 情報共有のルールや管理のしくみと意識変革に取り組む

4) ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめま

- ① だれもが快適に外出や移動ができるバリアフリーのまちづくりをすすめま
- ② だれもが暮らせるまちづくりのために、さまざまな面でのバリアをなくしま

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・ 「交通バリアフリー基本構想」に基づく駅周辺の地域や公共施設、道路等のバリアフリー化を順次すすめています。歩道の整備が不十分なため、歩行者や自転車などが通行しにくい道路が多く残されています。また、路上の障害物など、市民のマナーの問題によるバリアもあり、坂道の多い地域では、高齢者・障害者や子ども連れの人などの移動の負担が大きくなっています。
- ・ 移動を支援するために、コミュニティバスのルートの拡大などが図られていますが、市民のニーズに十分に答えることは難しく、公共施設の利用や社会参加において不便

を感じる人も少なくありません。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- *ハードの整備とソフトの配慮（一人ひとりのマナー・やさしさ）で、ユニバーサルデザインのまちづくりをすすめる
- *利便性の高い生活圏域づくりをすすめる → コミュニティセンターエリアでのサービス提供や地域福祉活動の展開などをすすめる

5) 地域福祉を総合的にすすめるしくみをつくりま

- ①地域福祉に関わる人々が連携できる場をつくりま
- ②地域福祉に関する取り組みを総合的にすすめる組織をつくりま

【第一次計画に関連する取り組みの成果（現状）と残された課題】

- ・現行計画で、地域福祉を総合的に推進する組織として位置づけた「地域福祉計画推進評価委員会」、「地域福祉推進本部」や「個別計画を一体的に検討・推進するしくみ」などは未設置で、体系的な計画推進ができなかったことは大きな課題であり、次期計画においては「計画推進のしくみ」を明確に構築していく必要があります。
- ・テーマや地域ごとに、みんなで話しあいながら連携していく「福祉のまちづくりひろば」についても、継続的な取り組みはできていませんが、計画に基づくさまざまな取り組みをすすめるしかけのひとつとして、コミュニティソーシャルワーカーなどが支援しながら推進していくことが重要です。

【第二次計画で重点的に取り組むべきこと】

- *地域福祉計画をみんなで推進するしくみをつくる → 「地域福祉計画推進評価委員会」と、具体的な推進を図るワーキンググループ、プロジェクトチーム、事務局や、庁内の連携を図る組織づくりなどの取り組みを推進する
- *市民と行政が協働した地域福祉のしくみづくりを推進する → 「みんなのまち基本条例」を地域福祉の視点で具体化していく

用語説明

- **NPO (Non Profit Organization)**

営利を目的とせずに、市民活動や公共的な活動を行う民間組織です。

- **協働**

まちづくりや地域のさまざまな課題の解決をすすめていくうえで、お互いが得意なことを活かして補いあいながら、協力して取り組んでいくことです (p.9 の説明も参照してください)。

- **ケアマネジャー**

正式には「介護支援専門員」といいます。介護保険のサービスを利用する際に必要となるケアプランを、本人の状況に応じて作成するとともに、介護全般に関する相談支援や関係機関との連絡調整などを行います。

- **コミュニティソーシャルワーカー**

暮らしに関わるさまざまな課題のために福祉的な支援が必要な人への相談・支援を、地域に密着した視点で行う専門職です。

- **コミュニティビジネス**

市民の生活に密接に関わる課題を解決するために、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業です。

- **コミュニティワーク**

市民が主体的に地域の福祉課題を解決するために活動に取り組むよう、促進・支援する専門的な手法をいいます。

- **孤立死**

ひとり暮らしや高齢者だけで生活している世帯などで、地域から孤立した状態で亡くなることをいい、「孤独死」などと呼ばれることもあります。

- **小地域ネットワーク活動**

おおむね小学校区ごとに設置されている校区福祉委員会が中心となり、住民による見守り・声かけやサロン活動などを通じて、だれもが安心して暮らせるよう支援する活動が行われています。

- **成年後見制度**

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。

- **地域包括支援センター**

高齢者の保健と福祉を包括的に支援するよう、健康な生活を維持するための介護予防の取り組みや、高齢者・家族等に関する権利擁護なども含めた相談・支援を、関係機関やケアマネジャー等と連携してすすめるうえでの中核となる機関です。

● 特例市

人口20万人以上の市の申出に基づいて政令によって指定され、都市計画や環境保全などに関する都道府県の事務権限の一部が移譲されます（保健福祉に関する移管事務はありません）。

● パーソナル・サポート・サービス

生活課題をもつ人に対して、個別的、継続的、制度横断的に支援を行うことで、セーフティネットを構築していくことをめざし、国のモデルプロジェクトとして新たにすすめられている取り組みです。

● パブリックコメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

● バリアフリー

障害のある人などの社会参加を妨げている、段差などの物理的なバリア、情報や制度のバリア、人々の意識上のバリアなどをなくしていくことをいいます。また、バリアフリーの考え方を超えて、だれもが使いやすいものをつくり、人々の意識を変えていこうという「ユニバーサルデザイン」の考え方も出てきています。

● ピアカウンセリング

同じ障害をもつ人がカウンセラーとなって相談を行うことをいい、相談する人・受ける人のお互いの自立をすすめるうえで意義のある取り組みです。

● ファミリー・サポート・センター

子育て中の親が、仕事や用事があるときなどに子どもを預けられるよう、「育児の支援を受けたい人（依頼会員）」と、「育児の援助を行いたい人（提供会員）」が会員として登録し、アドバイザーが橋渡し役となって、有償で援助しあう会員組織です。

● プロボノ

弁護士など法律に携わる職業の人が無報酬で行う活動として広がり、現在では各分野の専門家が、職業上の知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般をいいます。

● ホームページ

インターネットを使って情報提供するときに、情報をまとめて置いておくところです。

● まちかど福祉相談所

身近な相談と専門機関への橋渡し、地域住民の交流、福祉サービスやボランティア活動に関する情報提供を行う地域の拠点として、社会福祉協議会と校区福祉委員会が連携して設置しています（p.6 の説明も参照してください）。

● ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの場面をいいます。

《第二次寝屋川市地域福祉計画(2011～2015)》
ワガヤネヤガワちいきふくしプラン

平成23年3月

編集・発行 寝屋川市保健福祉部福祉政策課
(平成23年4月から社会福祉課に変わります)

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
(市立総合センター2階)

TEL 072-824-1181 FAX 072-826-1860

この冊子は500部作成し、1部あたりの印刷単価は399円です。